

「文の京」の区民憲章についての区民会議の提案に関する意見・要望

発言者	あらまし	本資料での扱い
0101～0926	地域説明会での区民意見	地域説明会での発言。事務局職員が要旨をメモしたもの。
2001～2025	はがきでの区民意見	5月7日までに事務局に寄せられた意見。
3001	電話での区民意見	5月7日までに事務局に寄せられた意見。事務局職員が要旨をメモしたもの。
4001～4004	ファックス・メールでの区民意見	5月7日までに事務局に寄せられた意見。
5001～5132	各団体説明での区民意見	5月7日までに各部から寄せられた意見。

注)【*】は、その他の意見に全文を掲載したものの内、中間のまとめの項目に関連した部分だけを抜き出して掲載したもの。

発言	意見・要望、等	意見・要望に対する見解
前 文		
0816	<p>・「協働・協治」の実現が目的のように書かれているような気がする。「協働・協治」は手段であって目的ではないと思う。この区民憲章前文から文京区の目指す目的がはっきり分からない。「守るべきもの・育むべきものを見極め」となっているが、それが具体的にどの様なものなのか、何なのか分からないのに「協働・協治」をしるというのはおかしい。公共の課題について区民と地域活動団体、公益法人、区、事業者が平等ということだが、区の主役は区民であって、その区民と事業者などのその他の主体が平等であるわけがないと思う。</p>	<p>○「協働・協治」とは、「公共的な課題に対しては、区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者、区が対等の関係で協力し、地域の情報、人材、場所、技術等の社会資源を有効に活用しながら地域社会の課題の解決を図る社会のあり方」をいいます。そして、この「協働・協治」を、「文の京」文京区の自治の理念として掲げました。地域の様々な人々や団体が、ともに活動しともに地域の課題を解決することで、豊かさを実感できるまち文京区の実現を図ることがこの条例が目指しているものです。こうしたことを前文などでより明確にしました。</p> <p>○また、主権が住民にあるという日本国憲法や地方自治法などの考え方を尊重し遵守するものであることは当然のことです。</p> <p>こうしたことを前提としながら、これからは、区民や各団体、事業者が対等の関係に立ち、相互に協力しながら地域社会の公共的課題を解決していくことが重要になってくると考えています。</p>
2016	<p>・ <全文> 「ガバナンスの考え方を・・・」 なじまない横文字をやめて誰でもわかる日本語にして！ 「文京区の最高規範として・・・」 この条令を文京区の最高規範として定めます。にしては？</p>	<p>○区民会議での検討においても、できる限りカタカナ語を使用しないなど、最終報告をまとめていくにあたっては、できるだけ判りやすい平易な表現に努めました。</p> <p>○区における条例の尊重義務として、「区は、他の条例の制定や政策の実施などにあたり、この条例の趣旨を尊重する」ことを条例本文に盛り込み、前文では、「文京区の自治に関する基本条例として、この条例を定めます。」としました。</p>

2020	<p>・「文の京」も区民憲章についての区民会議の提案を素として提案します(下記のとおり)</p> <p>相対的にはよくできていますが、一部の文章に抽象的でなく具体的に表現意思の表明をしてもらいたいと思います。</p> <p>イ) P - 6 上から5行目</p> <p>「これからも大事にしていきたいと思います。」ではなくて「大事にして保全保護に努める。」と具体的に、或いは・・・努めるため樹木保護条例などの考え方を明記する。</p>	<p>○区における条例の尊重義務として、「区は、他の条例の制定や政策の実施などにあたり、この条例の趣旨を尊重する」ことを条例本文に盛り込むこととしており、前文部分の【基本となる考え方】には、前文に書ききれなかったことや、前文の内容の補足を記入したものです。また、区民憲章は、文京区の自治の基本的な理念を定めるものであり、この条例の理念や考え方は、区の他の条例や計画の策定、事業の実施などにあたって、尊重され反映されることとなります。個々の具体的な施策の考え方については、それぞれの条例や計画などで明らかにしていきます。</p>
2022	<p>・冒頭に掲げる真に潤い、安らぎ、豊かさを実感できる文京区実現のために区民、諸団体が助け合いながらやって行こうと言う誠立派な考え方、指針である。道義が地に落ちた現代社会なるが故に考えられた憲章とも言える。人が動けば必ず金銭も動くので不祥事が起き易い。依ってこの辺の考え方、取り扱い、義務、責任等も言及さるべきでないだろうか。</p>	<p>第3章では、各主体の権利だけではなく、責務も決めました。</p>
第1章 総 則		
0212	<p>・基本構想には「事業者」という言葉がないが、「区民憲章」には色濃くある。文京区内の業者がこの「区民憲章」の対象となるのか。</p>	<p>○区民憲章では、区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者、区が対等の関係で協力しながら、地域社会の公共的な課題の解決を図ることを、基本的な考え方としており、事業者にも、その権利と責務を定めています。また、事業者は、区内で事業活動を行うものとしていますが、株式会社に代表される営利企業のほかに、私立学校法人、社会福祉法人なども含まれるものと考えています。</p>
0306	<p>・「公共的活動」・「公共的課題」の定義は何か。憲章の中に定義しているか。</p>	<p>○最終報告では、わかりやすい言葉を使用することを基本とし、「公共的活動」や「公共的課題」を「地域社会の公共的な課題」としました。さらに、第2章以降では、これを短くし「地域の課題」として使用することとしました。</p>
0503	<p>・事業者とはどんな人か？</p>	<p>事業者は、区内で事業活動を行うものとしていますが、株式会社に代表される営利企業のほかに、私立学校法人、社会福祉法人なども含まれるものと考えています。</p>
0820	<p>・「協治」の概念をはっきりしてもらわなければ、納得できない。</p>	<p>○区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者、区が対等の関係で協力し、地域の情報、人材、場所、技術等の社会資源を有効に活用しながら、地域社会の公共的な課題の解決を図る社会のあり方を、「協働・協治」と定義しました。</p>

2004	・協働・協治の定義を、条文の中できちんと表現すること。(新しい言葉をしようするため)	○区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者、区が対等の関係で協力し、地域の情報、人材、場所、技術等の社会資源を有効に活用しながら、地域社会の公共的な課題の解決を図る社会のあり方を、「協働・協治」と定義しました。
2017	・ここで言う非営利団体とは何ですか。理解に苦しみます。厳密な意味でのNPOなのですか。疑問を感じます。	○非営利活動団体は、「公共的な課題に関して、自主的に活動を行う団体で、地域活動団体以外の非営利活動団体のうち、協働・協治の担い手になりうるもの」と定義しました。特定非営利活動促進法(NPO法)の定めにより設立された、特定非営利法人(NPO法人)だけでなく、ボランティア、市民活動団体を含んでいます。
第2章 基本原理		
第1節 自治の理念		
0109	・各主体のなかに区民や非営利団体、NPO等が規定されているが、行政と事業者以外はしっかりした財政的裏づけがありません。区民ニーズに応えるにはお金がかかり、結果として参加することができないといったことがあるのではないかと。それについて区は財政的に支援は難しく、また営利企業も他の主体として同列に扱われていて、利潤の追及についても言及するとかかれており、結果として行政が様々な分野で手を引き、その代わりに参入してきたのは営利企業であったということになるのではないかと危惧している。	○区民や地域活動団体、非営利活動団体の中には、公益の増進を目的とした社会貢献活動を維持・発展させていくためのノウハウや財政的基盤が十分でない場合があることは認識しています。そのため、第4章の区の責務として、地域の担い手の支援の項目を設け、そうした区民や団体について、活動を支援することとしました。 ○事業者とは、区内で事業活動をおこなうものとしていますが、株式会社に代表される営利企業のほかに、私立学校法人、社会福祉法人等も含まれるものと考えており、必ずしも「営利企業」という言葉と同義ではありません。また、「事業者は、その社会的責任に基づいて事業活動を推進する責務を有します。」(第3章第4節)として、地域社会の一員として活動することが大切だという自覚を求めています。
0203	・区の憲法と言うのであれば、区民が主人公であるという憲法や地方自治法の考えが冒頭にもっとあるべきではないか。 また、これは、文京区の基本構想とどのように関わるのか。何故、改めて理念を作り直すのか。基本構想の「おわりに」は、事業者が担え等とは書いていないではないか。	○主権が住民にあるという日本国憲法や地方自治法などの考え方を尊重し遵守するものであることは当然のことです。 こうしたことを前提としながら、これからは、区民や各団体、事業者が対等の関係に立ち、相互に協力しながら地域社会の公共的課題を解決していくことが重要になってくると考えています。 基本構想は、「地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るため」に定めるものであり、いわば、執行機関の計画を示すものです。区民憲章は、区民等の役割などを含んだ、文京区の自治の基本理念を定めるものです。
0205	・基本構想の冒頭に、人権の保障などが書いてある。区民憲章の冒頭にも載せるべきである。基本構想と区民憲章はどのような関係になるのか。	○主権が住民にあるという日本国憲法や地方自治法などの考え方を尊重し遵守するものであることは当然のことです。

		<p>こうしたことを前提としながら、これからは、区民や各団体、事業者が対等の関係に立ち、相互に協力しながら地域社会の公共的課題を解決していくことが重要になってくると考えています。</p> <p>基本構想は、「地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るため」に定めるものであり、いわば、執行機関の計画を示すものです。区民憲章は、区民等の役割などを含んだ、文京区の自治の基本理念を定めるものです。</p>
0209	<p>・区民憲章は文京区の自治の理念、あり方、考え方の基本をまとめていくということと理解している。この中では、まったく触れられていないが、「弱者救済」という視点を忘れてはならない。結局「発言と行動に責任を持つ」ということに帰着するようだが、「健康な人」を前提としていないか懸念される。</p>	<p>「区民」の定義を、区内に住む人、働く人、学ぶ人とししました。ご指摘の「健康な人」だけでなく、すべての区民を対象とするものです。</p>
0210	<p>・基本構想をも包含する区民憲章であれば、基本構想を貫く4つの理念が入っていないのはおかしいのではないかと懸念される。</p>	<p>○基本構想を貫く4つの理念は、最終報告の前文及び第2章の基本原則第7章の協働・協治などに含まれていると考えています。</p> <p>1 個人の尊厳の尊重、2 自立支援 前文などに盛り込んであります。</p> <p>3 対等な関係と協力 前文及び第2章基本原則などに盛り込んであります。</p> <p>4 区民参画 前文及び第2章基本原則、第7章協働・協治などに盛り込んであります。</p>
0211	<p>・基本構想の理念が、同じように区民憲章に反映されているとは読み取れないので、同じように載せるべきことを意見として申し上げたい。</p>	<p>○基本構想を貫く4つの理念は、最終報告の前文及び第2章の基本原則第7章の協働・協治などに含まれていると考えています。</p> <p>1 個人の尊厳の尊重、2 自立支援 前文などに盛り込んであります。</p> <p>3 対等な関係と協力 前文及び第2章基本原則などに盛り込んであります。</p> <p>4 区民参画 前文及び第2章基本原則、第7章協働・協治などに盛り込んであります。</p>
0504	<p>・「ガバナンス」を使って「ガバメント」からの変化を表していると思われるが、自治体は企業と違い強制的に税金を徴収する。税金を徴収した責任というものははっきりしてほしい。NPO などを利用してアウト・ソーシングを進めようとしているが、丸投げの責任転嫁になるのではないかと懸念される。アウト・ソーシングについてどのように考えているのか？公的責任をどう考えているのか？</p>	<p>○区は各主体と対等の立場にたって協働・協治の考え方に基づき地域社会の課題の解決を図るとともに、第4章で、公共的サービス水準の設定などの「保証役としての役割」、区民等との間の「調整者としての役割」、地域社会に関心を持ち、公共的な課題の解決に参画する人々や団体が自主的に活動できるように支援する「地域の担い手の支援」の責務を盛り込んでおり、丸投げの責任転嫁にはならないと考えています。</p>

0602	<p>・この「治める」という言葉と、自己決定・自己責任の原則や情報の共有等がどう関係になるのか問題があると思う。【*】</p>	<p>○住民自治とは、団体の意思と機関を住民の意志に基づいて、あるいは住民自身の参加のもとに決定することです。そのためには、情報の共有などが必要です。「治める」ということには、こうした意味合いを含んでいます。</p>
0808	<p>・憲法で基本的人権が保障されているにもかかわらず、ハンセン病対策などといった国の施策によって被害を被っている事例がある。いうなれば、政府による「統治」でさえ、このような事例があるのだから、「協治」になればなおさらその危険は増すのではないか</p>	<p>「協働・協治」とは、区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者、区が対等の関係で協力し、地域の情報、人材、場所、技術等の社会資源を有効に活用しながら、地域社会の公共的な課題の解決を図る社会のあり方をいいます。同時に、このことには、互いの自主性、自律性、対等な立場を尊重することを基本としています。さらに、この考え方は、これからの自治の主流になるものと考えています。</p>
2002	<p>・区民憲章提案の基本理念として協働、協治の社会の創造、と基本理念を掲げています。基本理念というより、地方自治体の住民サービスの有り方を定めたもので、基本理念とはほど遠いものです。基本理念という限り、文京区の将来像が示され、文京区の戦略（選択と集中）が基本原則に示されて居なければなりません。この意味で真の基本理念が欠落しています。基本理念とするのは反対です。</p>	<p>「協働・協治」とは、区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者、区が対等の関係で協力し、地域の情報、人材、場所、技術等の社会資源を有効に活用しながら、地域社会の公共的な課題の解決を図る社会のあり方であり、このことにより、豊かな社会を実現することを目的としました。</p>
2011	<p>・ 憲章の基本的考え方について (1)「協働・協治」の強調は行政の責任回避となる危険性がある。〔憲章が憲法としての意味を持つとすれば、それは権力制限的性格を持つと同時に政府の責任を明らかにするものであるべきだ〕 (2)NPOなどの団体を「協働」の主体として重視しているが、団体によって代表されない個人の位置づけが不明確である。〔とくに団体が強いものの意見を代表することになりやすいのを防ぐ方策が必要〕</p>	<p>区は各主体と対等の立場にたって協働・協治の考え方に基づき地域社会の課題の解決を図るとともに、第4章で、公共サービス水準の設定などの「保証役としての役割」、区民等との間の「調整者としての役割」、地域社会に関心を持ち、公共的な課題の解決に参画する人々や団体が自主的に活動できるように支援する「地域の担い手の支援」の責務を盛り込んでおり、丸投げの責任転嫁にはならないと考えています。 個人の尊重については、前文で明らかにしています。また、第2章「基本原理」第2節「基本原則」で、「各主体は、豊かな社会の実現にあたり、相互理解と信頼関係を築き、対等な立場を尊重し、地域社会の課題を解決する活動を担います。」として「対等な立場の尊重」掲げています。</p>
2017	<p>・各主体とは、区民を言うのか。明確さを欠き基本となる考え方においては、区は最も身近な政府として・・・支援方策を適宜適切(?)に実行すると述べられており、矛盾を感じます。</p>	<p>各主体とは、区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者、区を示すもので、区が入っていない場合には「区民等」とするなど、表現の整理を行いました。</p>

4003	<ul style="list-style-type: none"> 今回、区民会議の提案を拝見しましたが、この内容を簡単に言えば区民等が皆で参画し、協働、協治の社会を創ろう、ということだと思われます。「区民憲章」と銘打つからには、「文京区が目指す社会の理想像は、このようなものだ」というような具体的な提案が欲しいところです。貴案のように「皆で創ろう」だけでは「仏作って魂入れず」ではないでしょうか？今後理想像が変わることは十分予想されますが、それはその時に変えればよいことです。兎に角最初からこれを提示せず皆で考えて決めて下さいと言わんばかりの憲章は如何かと思われます。 	<p>「協働・協治」とは、区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者、区が対等の関係で協力し、地域の情報、人材、場所、技術等の社会資源を有効に活用しながら、地域社会の公共的な課題の解決を図る社会のあり方であり、このことにより、豊かな社会を実現することを目的としました。こうした目的を実現するため、第7章では、具体的な手続きを定めました。</p>
4004	<ul style="list-style-type: none"> 「協働・協治」という単語、工夫した造語でしょうか、裏返して考えると区の姿勢がはっきりしていないと受け止められかねないかと危惧します。【*】 	<p>「協働・協治」とは、区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者、区が対等の関係で協力し、地域の情報、人材、場所、技術等の社会資源を有効に活用しながら、地域社会の公共的な課題の解決を図る社会のあり方であり、このことにより、豊かな社会を実現することを目的としています。</p>
第2節 基本原則		
0817	<ul style="list-style-type: none"> 「区民が参加させられるのではないか？」との発言をしたが、これには、非営利活動団体の活動ということもあるが、それ以外に、「企業の活動に参加させられるのではないか？」ということもある。企業が非営利活動団体のようなものを作って活動を行うということもある。企業戦略でその様な活動を行っているところに区が民間に委託等を行い、そこに住民が参加させられる。その様なことが懸念される。「住民参加」とはあくまで、住民が主人公で、自然な形で参加できる様になるべきだと思う。 	<p>第3章の「区民の権利、責務」において「区民は、地域社会の一員として協働・協治の社会の実現に参画する権利を有します。」としていますが、同時に「区民は、公共的な課題を解決する活動に、自主的な判断により参画します。」としており、区民が自発的意思に基づかず、不本意に活動に参画することはありません。また、区が事業者や団体等に事業を委託する場合は、区が責任を持って管理・監督することになります。</p>
2017	<ul style="list-style-type: none"> 自己決定・自己責任の原則が基本と述べられているが、自立した行動が難しいと考えられているので、区が主体となって各主体を配慮の行き届いた支援を実行する云々とは述べられており意図が不明であると思われます。 	<p>【基本となる考え方】には、該当する条項が検討された背景や基本とする考えを示してあります。</p>
0301	<ul style="list-style-type: none"> 基本理念の「情報共有」の前に「区の説明責任」を盛り込むべきではなかったのか。 	<p>基本原則には、〔2-2-2 情報共有の原則〕として、「各主体は、個人情報保護に配慮しつつ、それぞれが保有する地域の課題を解決する活動に関する情報を共有化することを基本とします。」と盛り込みました。区の情報公開及び説明責任は、第7章「協働・協治」の第1節「情報の公開」で盛り込んでいます。</p>
0302	<ul style="list-style-type: none"> 「協働・協治」におけるその他の主体の説明責任についてはどうなるのか？ 	<p>区民等の情報公開と説明責任については、第7章「協働・協治」の第1節「情報の公開」で盛り込んでいます。</p>

0303	<p>・区の説明責任をはじめに出さず、「情報の共有」を基本原則としてはじめに規定すると抽象的で、理解するのに時間がかかるのではないか。抽象的だと解釈の幅がでしてしまうのではないか。</p>	<p>理念的で抽象度の高いものを前文や基本原理で盛り込み、「協働・協治」の実現に向けた具体的な規定は、第7章「協働・協治」に決めました。「協働・協治」の実現のためには、「各主体の情報の共有化」が基本原則であり、その実効性を確保するために、第7章で各主体の情報公開、説明責任について具体的に盛り込んでいます</p>
0816	<p>・情報公開・情報の共有のところであるが、情報の開示についても義務があるわけですね。例えば、町会が区報を配っている場合、公的なことに関わっていることになって情報公開する必要があるのか？区民が公共の課題について参加したら区民も情報公開の責任があるのか？どの範囲まで情報公開の責任があるのか？</p>	<p>区民等の情報公開については、公共的な課題の解決を図る活動に関するものは、個人情報等を除いて公開に努めることとしました。区報の配付については、配付方法や配付日時などは公開すべきですが、個々の配付先や配付している人の個人名などは、公開の必要はないと考えます。</p>
0702	<p>・第2章の第2節に「自己責任」についての記述があるが、この「自己責任」は具体的にどのようなものなのかが示されていない。イラクの人質事件の関係で大分、「自己責任」について論じられてきているが、それと同じレベルのものなのかどうか。区民憲章における「自己責任」について、例えば、区民会議などに参加して新しい計画などを作ることに参加する自己責任とつつじ祭りなどの個別具体的な事柄に参加するときの自己責任は自ずと違ってくるとおもうがそのところはどう考えるのか？</p>	<p>「協働・協治」とは、区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者、区が対等の関係で協力し、地域の情報、人材、場所、技術等の社会資源を有効に活用しながら、地域社会の公共的な課題の解決を図る社会のあり方をいいます。同時に、このことには、互いの自主性、自律性、対等な立場を尊重することを基本としています。</p> <p>区民憲章は、文京区の自治の基本的な考え方を示すものです。個別具体的な事柄の共通する考えを示すものと考えています。</p>
0703	<p>・「要綱などを見る機会がない。図書館や行政情報センターに要綱などをおいていつでも見られるようにしてほしい」との区政モニターの希望に対して、「検討する」ということであった。要綱等で個別具体的な手続きを規定するというのであれば、要綱についても区民が事前に入手できるようにし、自己決定の参考になるようにしなければならないのではないか。多くの区民はその様な要綱等があることをほとんど知らないと思う。その様な状況の中で、区民憲章の「自己決定」が一人歩きする危険があると思う。</p>	<p>区が、区政に関する情報について、個人情報の保護に配慮しつつ、区政に関する情報を積極的に公開すること、及び区政について判りやすく区民に説明することは、第7章の「区政に関する情報の公開」、「区の説明」で具体的に盛り込んでいます。なお、例えば区民参画についての具体的な手続きを定める場合は、今後個々具体的な事案ごとに検討することになります。</p>
0806	<p>・ハンセン病等の例にあるように現実的には偏見があるのを踏まえたうえで、2 - 2 - 2（自己決定・自己責任）条文が抽象的であるので、説明をしてほしい。</p>	<p>「協働・協治」とは、区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者、区が対等の関係で協力し、地域の情報、人材、場所、技術等の社会資源を有効に活用しながら、地域社会の公共的な課題の解決を図る社会のあり方をいいます。同時に、このことには、互いの自主性、自律性、対等な立場を尊重することを基本としています。</p>
0807	<p>・自己決定の結果参画しその結果、いわれなき差別が行われる可能性があると思うがそのところをどう考えるのか？</p>	<p>第2章の第2節の、「対等な立場の尊重」で、「各主体は、豊かな地域社会の実現にあたり、相互理解と信頼関係を築き、対等な立場を尊重し、地域の課題を解決する活動を担います。」として、対等な立場の尊重を盛り込みました。</p>

第3章 区民等の権利、責務		
2004	・区民等の権利・責務の項で、各団体について、権利を、責務と記入しているが、いたずらに条文数の増加となってしまう。団体等を主語として、一つにまとめた条文とすべきである。(主体をまとめること)	最終報告では、各主体がどのような権利、責務を有するのかを明示するため、それぞれに権利や責務を記してあります。今後、条例化に当たっては、一般的な条文作成の約束に従って整理することになります。
5084	・区民に、何かしらの義務が生じるのか。	区民の責務としては、公共的な課題を解決する活動に、自主的な判断により参画することと、自主的・自律的な活動を行うとともに、自らの発言と行動に責任を持つこととしています。このことは、具体的に新たな義務が発生するものではなく、行動規範を示したものになると考えています。さらには、あくまで各人の自主的な判断に基づいていることが前提ともなっています。
第1節 区民の権利、責務		
0406	・地方自治の主体は区民であるはずであるのに、区民の権利・義務が事業者の権利・義務と同等に扱われている。バランスがおかしいのではないかと？	○「協働・協治」とは、「公共的な課題に対しては、区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者、区が対等の関係で協力し、地域の情報、人材、場所、技術等の社会資源を有効に活用しながら地域社会の課題の解決を図る社会のあり方」をいいます。そして、この「協働・協治」を、「文の京」文京区の自治の理念として掲げました。地域の様々な人々や団体が、ともに活動しともに地域の課題を解決することで、豊かさを実感できるまち文京区の実現を図ることがこの条例が目指しているものです。 ○また、主権が住民にあるという日本国憲法や地方自治法などの考え方を尊重し遵守するものであることは当然のことです。 こうしたことを前提としながら、これからは、区民や各団体、事業者が対等の関係に立ち、相互に協力しながら地域社会の公共的課題を解決していくことが重要になってくると考えています。
0701	・「区民の権利・責務」については、日本国憲法の中にも個別具体的に書いてあることから言っても、もう少し個別具体的に明記してもらいたい。「抽象的な表現ではなくもっと具体的な表現にしたほうがいいのではないかと」という議論が区民会議ではなかったのか？	この条例は、文京区の自治の基本理念としての協働・協治の考え方を明らかにし、豊かな地域社会を実現することを目的としています。その前提として、日本国憲法や地方自治法など地方自治を規定する法律を遵守することは当然であり、原則として、憲法や法律に規定されている事項は重複して規定することをしていません。また、第7章では、具体的な手続きを盛り込んでいます。この部分では、具体的な表現を行うようにしました。
0804	・住民参加によって様々な団体が参加してくるわけだが、あくまで住民が主役で、他の団体の活動に住民が引っ張り出されるようなことがないようにはっきり規定する必要があるのではないかと。【*】	区民の責務で定めた内容は、区民としての行動規範を示したものとなると考えています。また、活動への参加については、「自主的な判断により参画します。」としており、「他の団体の活動に住民が引っ張り出されるようなこと」は想定していません。

2015	・特に意見はないが、例えば、3-(1)- のようなところで“参画する権利を有する”という表現で具体性に欠ける。区民の行政への参画は住民自治の基本であるから具体的例などが必要だろう。	第7章 協働・協治の中に、区民の区政への参画について、具体的に示してあります。
2016	・(3)の短い文章の中に「協働協治の社会」が5ヶ所も出てくる。もっと平易にできないか。 <案> (区民の権利)の4行目は「それに参画する権利を」にかえてすっきりさせる。細かい意見で恐縮ですが、できるだけすっきりとわかり易くした方がよいと思います。	最終報告では、用語の重複を避け、できるだけすっきりとわかりやすく表現するように努めました。
0805	・「自主的な判断により参画していく」との規定により、「参加しないことについて社会的差別を受けない」という認識でいいのか？	協働・協治の社会の実現のためには、区民が自主的・自律的な主体として様々な活動に参画することを基本とするものです。しかし、様々な理由から、すべての区民が協働・協治の社会を創造するための活動に参画できるとは限りません。そこで、区民一人ひとりが、協働・協治の社会を創造する活動に関わるという意識を持つ事も大切だと考え、具体的な活動への参加や不参加を理由として、差別的な扱いを受けてはならないと考えます。
0815	・「自主的な判断で参加します」となっていますが、ニセコなどは「参加しないことによって差別を受けることはない」と明記しているようですが、諸事情によって協働・協治に参加できない場合もあると思うが、「参加しないことは良くないことだ」と受け取られてしまうような状況になるのではないか。区民会議の議論の中で、あえて「不利益を被ることはない」との表現を入れなかったということでしたが、「参加しない自由」についても盛り込む必要はあるのではないか？	第2章では、区民憲章の自治の理念と基本原則を定めています。基本原則のひとつとして、〔2-2-3 対等な立場の尊重〕では、「各主体は、豊かな地域社会の実現にあたり、相互理解と信頼関係を築き、対等な立場を尊重し、地域の課題を解決する活動を担います。」としており、参加や不参加により不利益を受けないように盛り込みました。そのため、「参加しない自由」については盛り込みませんでした。
2016	・(3)の短い文章の中に「協働協治の社会」が5ヶ所も出てくる。もっと平易にできないか。 <案> (区民の責務)の3行目のみ「協働・協治の社会」を生かす。細かい意見で恐縮ですが、できるだけすっきりとわかり易くした方がよいと思います。	最終報告では、用語の重複を避け、できるだけすっきりとわかりやすく表現するように努めました。
第2節 地域活動団体の権利、責務		
5011	・町会の活動にも携わっており、活発に活動を行っている。区民憲章で「地域活動団体」についての規定を行うのは、余計なお世話だと感じる。区にここまで言われたくない。	○自主的・自律的に地域で活動されている団体が数多くあることは、十分に認識しています。そのことを前提として、協働・協治の社会の実現のために、あらためて、地域活動団体の権利、責務を盛り込んだものです。

第3節 非営利活動団体の権利、責務		
2016	<p>・(3)の短い文章の中に「協働協治の社会」が5ヶ所も出てくる。もっと平易にできないか。</p> <p><案></p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊かな社会を創造する主体として・・・(2行目) ・お互いが助け合う社会の担い手として・・・(8行目) <p>細かい意見で恐縮ですが、できるだけすっきりとわかり易くした方がいいと思います。</p>	<p>最終報告では、用語の重複を避け、できるだけすっきりとわかりやすく表現するように努めました。</p>
2025	<p>・非営利活動団体でも、公共事業の従来の質の確保が可能なのか。</p>	<p>NPO団体の設立や活動は、着実に広がりを見せており、これまで自治体が行ってきたサービスを担うケースも増えています。また、区が委託を行う場合は、仕様書の作成などにより、委託内容の実効性を確保することが基本となります。</p>
第4節 事業者の権利、責務		
0213	<p>・次に、民間企業は利益が上がらないと参入しない。事業の受託は利益が前提であり、区がサービスの内容に縛りを掛ければ、利用料金の値上げに反映されるのではないか。</p>	<p>区が事業を民間事業者などに委託する場合、料金の設定及び徴収については原則として区が行うこととなります。また、委託にあたっては、事業の公平性や効率性、実効性などを総合的に判断しながら行うこととなります。区民憲章は、文京区の自治の基本的な原則を定めるものであり、区民憲章の策定が、直接、利用料金の値上げにつながるものではないと考えます。</p>
0402	<p>・事業者の権利をこの憲章で認めるべきではない。へたをすると汚職の温床になる。結果的に、区民は高いものを買わされることになってしまう。</p>	<p>事業者は、地域社会の一員として協働・協治の社会の実現に参画する権利を有するとともに、社会的責任に基づいて事業活動を推進する責務を定めました。そのため、区民憲章の策定が、汚職の温床につながるものではないと考えます。なお、区と事業者との契約は競争入札を基本としており、区民憲章に事業者の責務を盛り込んだとしても、高いものを買わされることはないと考えます。</p>
0407	<p>・事業者は利潤を見込んで事業を行っているのであり、事業者の権利を憲章に入れることはおかしい。</p>	<p>「協働・協治」とは、区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者、区が対等の関係で協力し、地域の情報、人材、場所、技術等の社会資源を有効に活用しながら、地域社会の公共的な課題の解決を図る社会のあり方のことであり、このことにより、豊かな社会を実現することを目的としています。そのため、事業者も、地域社会の一員として明確に位置づけ、その権利と責務を定めました。</p>

0408	<p>・公共サービスを事業者が行うことは商法上問題があるのではないかと？また現実的には公共事業は事業者にとって旨みのあるものになっているのではないかと？だから事業者ははずすべき。まだ区民が行っている事業者に委託するのであれば地域の活性化につながるの多少理解はできるが、区民以外の事業者に委託することは問題がある。</p>	<p>区が事業を民間事業者などに委託する場合、料金の設定及び徴収については原則として区が行うこととなります。また、委託にあたっては、事業の公平性や効率性、実効性などを総合的に判断しながら行うこととなります。</p> <p>「協働・協治」とは、区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者、区が対等の関係で協力し、地域の情報、人材、場所、技術等の社会資源を有効に活用しながら、地域社会の公共的な課題の解決を図る社会のあり方であり、このことにより、豊かな社会を実現することを目的としています。そのため、事業者も、地域社会の一員として明確に位置づけ、その権利と責務を定めました。</p>
0410	<p>・事業者の権利・責務について何処まで情報公開するのか。受けた仕事の範囲ということでもいいのか。【*】</p>	<p>第3章第4節では、事業者は、地域社会の一員として協働・協治の社会の実現に参画する権利を有するとともに、これらの活動に関する情報を求めることができるとしています。また、第2章第2節の基本原則では、「各主体は、個人情報の保護に配慮しつつ、それぞれが保有する地域の課題を解決する活動に関する情報を共有化することを基本としています。」とし、あくまで「地域の課題を解決する活動に関する情報」が対象となります。なお、個別の内容については、文京区の情報公開条例によることとなります。</p>
0804	<p>・参加主体には民間事業者等も含まれるわけだが、それらの団体との財政的なかわりについてどのようになるのか？【*】</p>	<p>区民憲章では、各主体が対等の関係で協力し、地域の情報、人材、場所、技術等の社会資源を有効に活用しながら、地域社会の公共的な課題の解決を図ることを基本としています。そのため、財政的なかわりについては、委託契約などによることを基本とすると考えています。</p>
2025	<p>・事業者の権利の中での情報を知る権利は、個人情報保護との関連で問題ないか。</p>	<p>「協働・協治」のためには、情報の共有が大切です。そのため、情報共有の原則を定めていますが、その中でも、「個人情報の保護に配慮する」ことを明示してあります。</p>
4004	<p>・『事業者』との協働、協治とは行政と事業者の結託、癒着を連想させる言葉ですから、是非避けるべきだと思います。区は区民との協力はあろうと思いますが、『事業者』に対しては、なるべく安く、なるべくよい仕事をと言う姿勢を示すのは区の事業運営として当然のことです。【*】</p>	<p>「協働・協治」とは、区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者、区が対等の関係で協力し、地域の情報、人材、場所、技術等の社会資源を有効に活用しながら、地域社会の公共的な課題の解決を図る社会のあり方であり、このことにより、豊かな社会を実現することを目的としています。そのため、事業者も、地域社会の一員として明確に位置づけ、その権利と責務を定めました。</p>
0403	<p>・事業者の社会的責任については、個別の条令を作って規制すればいい。</p>	<p>「協働・協治」とは、区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者、区が対等の関係で協力し、地域の情報、人材、場所、技術等の社会資源を有効に活用しながら、地域社会の公共的な課題の解決を図る社会のあり方であり、</p>

		このことにより、豊かな社会を実現することを目的としています。そのため、事業者も、地域社会の一員として明確に位置づけ、その権利と責務を定めました。そのため、事業者の社会的責任は、関係する個別の条例や計画で規定するためにも、区民憲章のなかで、明確にしておく必要があると考えています。
4004	<p>・事業者の権利とは何でしょう。企業経営をする事業者の権利を文京区が憲章で保護・保証する必要がありますか。</p> <p>区民の権利はあっても事業者の権利に言及する必要は無く、この条項は削除するべきです。【*】</p>	「協働・協治」とは、区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者、区が対等の関係で協力し、地域の情報、人材、場所、技術等の社会資源を有効に活用しながら、地域社会の公共的な課題の解決を図る社会のあり方であり、このことにより、豊かな社会を実現することを目的としています。そのため、事業者も、地域社会の一員として明確に位置づけ、その権利と責務を定めました。そのため、事業者の権利や責務を区民憲章のなかで明確にしておく必要があると考えています。
第4章 区の責務		
0213	<p>・公共的な事業について、区が一步ひいて多様な主体に任せていくということだが、区の直営でなく、営利企業が参入してきてサービスの質が低下したとき、区がどのように責任を持つのか。「保証役」、「調整役」ということで明確な責任が謳われていない。</p>	現在、区が委託を行う場合は、仕様書の作成などにより、委託内容の実効性を確保するものであり、最終的な責任は区が負うことになると思います。このことは、区民憲章の制定とは別に、現在でも、区の責任として位置づいているものと考えます。また、区民憲章は、「協働・協治」により豊かな社会を作ることを目的としており、自主的に活動する主体が増えてきたときに、区は、「保証役」や「調整役」を担っていくことを盛り込んだものです。
0809	<p>・現在、憲法や地方自治法を実行することが求められているにもかかわらず、4-2の保証役としての役割の中に「場合によっては自治体政府自らが公共サービスを維持する部分や強化する部分があると考えられます」という表記がある時点で、本来的な自治体の役割、責務を果たそうとしているという姿勢が欠落しているのではないか。この憲章の中身は区政の方向を決める重要なものと認識しているが、耳慣れない言葉を使うのは内容を正しく理解するうえで好ましくないとと思われる。個人参加については「言動等に責任を持ちます」と明記してあるにもかかわらず、区の責務については「責任を果たします」との明記がない。区政が自治体として果たすべき役割を個人や団体に肩代わりさせ、行政責任を放棄しているということで問題があると思われる。</p>	憲法や地方自治法などを遵守して区政を進めることは当然のことです。区民憲章で定めた、「協働・協治」とは、区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者、区が対等の関係で協力し、地域の情報、人材、場所、技術等の社会資源を有効に活用しながら、地域社会の公共的な課題の解決を図る社会のあり方のことであり、このことにより、豊かな社会を実現することを目的としています。今後、さまざまな主体の地域社会での活動が活発になれば、区が果たす役割も変化してくると思います。区民憲章では、これからの地域社会のあり方を見据え、区のあり方について規定をしたものです。

2020	<p>・「文の京」も区民憲章についての区民会議の提案を素として提案します(下記のとおり)。 相対的にはよくできていますが、一部の文章に抽象的でなく具体的に表現意思の表明をしてもらいたいと思います。 口)最少の経費としていますが「『最少の経費』であることを『区民憲章のなかで確認するとともに』」という文章にしたらどうですか? 八)文京区の職員の給料は都内で最も高いと言う評もあります。これを払拭するためにも大切なことです。</p>	<p>○この区民憲章(自治基本条例)は、文京区の自治の基本的な考え方を示すもので、区の条例や政策は、この条例の趣旨を尊重して定めることとなります。内容については、出来るだけ判りやすい平易な表現としましたが、文京区の自治の理念などは、その性質上抽象的な表現となっている部分もあります。さらに、具体的な手続きなどは、第7章で示しました。 ○「最少の経費」については、地方自治法にも規定があり、原文のままとしました。 ○東京23区は、人事委員会を共同設置しており、23区の職員は、同一の給料表が適用されています。また、国家公務員との給与比較調査結果などからも23区の給与水準が特に高いということはなく、文京区の職員給与が、都内で特に高額であるということはありません。</p>
2005	<p>・区の責任は“保証役,” “調整役,” では責任の明確化がうすまってしまうのではないか。</p>	<p>区民憲章で定めた、「協働・協治」とは、区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者、区が対等の関係で協力し、地域の情報、人材、場所、技術等の社会資源を有効に活用しながら、地域社会の公共的な課題の解決を図る社会のあり方のことであり、このことにより、豊かな社会を実現することを目的としています。今後、さまざまな主体の地域社会での活動が活発になれば、区が果たす役割も変化してくると考えています。区民憲章では、これからの地域社会のあり方を見据え、区のあり方について規定をしたものです。さらに、区の責務については、第7章にも具体的に規定を行っており、区の責任が薄まってしまうことはないと考えています。</p>
0602	<p>・区の役割の「保証役」は努力目標になっている。大切なところが何故、努力目標になっているのか。【*】</p>	<p>○「協働・協治」の考え方は、多様な主体が地域の公共的な課題解決を担うとするものです。そのため、一方的に区が区民等の活動に関与することは適切ではありません。また、今後、区民等の活動の発展とともに「保証役」として果たす内容も変化してくると考えます。そこで、この部分では、努力目標として盛り込みました。なお、区の説明責任や区への提案制度などは、明確な規定としました。</p>
2011	<p>・区の「保証役としての役割」が果たされているかどうか点検するために区民の参加する第三者機関が必要である。〔区議会の監査委員制度のほかに常時行政がその責務を果たしているか否かを点検するため、公選によるオンブズマンなど〕</p>	<p>○区民憲章で定めた、「協働・協治」とは、区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者、区が対等の関係で協力し、地域の情報、人材、場所、技術等の社会資源を有効に活用しながら、地域社会の公共的な課題の解決を図る社会のあり方のことであり、このことにより、豊かな社会を実現することを目的としています。そのため、活動を点検することは区民憲章の基本とする考え方とはなじまないと考えます。また、「協働・協治」をどのように進めていく</p>

		かについては、今後、協働協治のしくみづくりを進める中で具体的に検討していくべきことと考えています。
0212	・例えば、介護保険受託業者と区民とのトラブルについて、区がどのような責任を果たすのか。あくまで「調整者」なのか。それが「憲法」なのか。	○介護保険制度は、法律により全国の区市町村がそれぞれ事業者となることとされています。実際の介護サービスは、民間事業者との契約に基づいて提供されますが、あくまで区の事業であり、不適切なサービスの提供や不正な料金請求については、区が是正を指導することができます。 区は、住民福祉の増進に向けて、必要な施策を実施し、最少の経費で最大の効果を発揮するとともに、保証役や調整役を果たすことを盛り込んでおり、区が責任が軽減されるものではありません。
第5章 区議会の責務		
0112	・区議会に大分気を使われているようですが、それは違うのではないかとこれは憲章であり、憲法的なものである。行政が区議会にものを言いくいのは分かるが、これは区民会議である。区民会議は区民であって行政ではないはずですから、特に議会に遠慮をする必要はないのではないかと。議会についても憲章の中に含めていただきたい。	○「区議会の責務」についての区民会議の考え方については、最終報告の本文第5章に盛り込みました。
0113	・議会に関する条項は未だ入れないとは断言していないし、入れないことはありえない。基本構想審議会答申のおわりにも議会について言及しており、これに反するものを作るとは思えない。他の自治体の憲章には議会について配慮したものが多くあるようだが、その中で議会について言及したことは評価ができるのではないかと。	○区民会議としては、「区議会の責務」について区民憲章(自治基本条例)に盛り込むべきと考え、最終報告の本文第5章としてまとめました。
0509	・議会に関するところは努力目標で終わらせたくない。	【意見】
0603	・議会の責務については参考意見とのことだが、もっと議会としても関わりがあってもよいのではないかと。こうした説明会に、もっと区議会議員の参加があってもいいのではないかと。	【意見】
0604	・区議会議員の皆さまにも説明会にお越しいただき、区民の出席状況や区民会議での検討内容にも関心をお持ちいただき、区議会に持ち帰り、区議会としての別な形でのご提案をいただければと考える。	【意見】
0610	・議会の独自性を強調しながら、取り組みを始めたという発言が先程、議員の方からあったが、それで7月に間に合うかどうか疑問である。	【意見】
2004	・区議会は直接選挙により.....は、全区民が知っていること、条文から削除すべきもの。区議会の責務として、区議の自浄努力、相互けん制が必要。(不必要な視察旅行、報酬他の削減等)	○区議会が区民の信託を受けて活動していることを確認する意味でこうした表現にしました。なお、「区民の意思の集約」として、「区議会は、その活動にあたって常に区民の意思を掌握し、その意思を反映するよう努めます。」と盛

4002	<p>・文京区議会と区民会議との関係について</p> <p>言うまでもなく、行政が議会に対して影響力を及ぼす事は「三権分立」からして出来ませんし遣って成らない事です。しかし、区民住民が立法機関である議会に対して物事を言う事は当然の権利である事は余りにも当然な事です。</p> <p>区民会議は、形式的には区民の代表の集まりとさえ言えるわけですが、その区民会議が区議会に対して遠慮がちにとも思える対応はどうした事でしょう。何を勘違いしているのでしょうか。「中間のまとめ」で区民には本文書で「区民の責務」を求めながら区議会には、「議会の自律性を考慮し『参考意見』としてまとめることとしました」としております。議会とは関係なく区民会議独自で議会、議員の在り方などについての考えを「参考意見」などと言わずに記述すべきではないでしょうか。更に、議会に対して、議会の考えや意見を提出させて掲載すべきです。その事により区民会議と議会との考え方の相違が浮き彫りとなり、その後の憲章策定に有効に作用するものと私は思います。</p> <p>文京区議会では、地方分権・自治制度調査特別委員会を設置しており、16年2月24日には、区民憲章について議論がされているのです。だいたい区議会に対して失礼ではありませんか。「参考意見」とする事は、</p>	<p>り込みました。</p> <p>○「区議会の責務」についての区民会議の考え方については、最終報告の本文第5章に盛り込みました。</p>
<p>第6章 執行機関の責務</p>		
0203	<p>・区の任務・役割は、最少の経費で最大の効果を発揮する視点から、各主体に公共的な課題を担わせ、調整役を果たし、団体の育成支援することを区の役割だといっている。区の責任を極度に薄めて回避している。</p>	<p>区民憲章で定めた、「協働・協治」とは、区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者、区が対等の関係で協力し、地域の情報、人材、場所、技術等の社会資源を有効に活用しながら、地域社会の公共的な課題の解決を図る社会のあり方のことであり、このことにより、豊かな社会を実現することを目的としています。今後、さまざまな主体の地域社会での活動が活発になれば、区が果たす役割も変化してくると思っています。区民憲章では、これからの地域社会のあり方を見据え、区のあり方について規定をしたものです。さらに、区の責務については、第7章に具体的にも規定を行っており、区の責任を極度に薄めて回避していることはないと思っています。</p>
0204	<p>・基本構想には、区が実施するものを書いてある。そのことと、「中間のまとめ」の「区の責務」の内容はイコールではないのではないか。</p>	<p>区民憲章で定めた、「協働・協治」とは、区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者、区が対等の関係で協力し、地域の情報、人材、場所、技術等の社会資源を有効に活用しながら、地域社会の公共的な課題の解決を図る社会</p>

		<p>のあり方のことであり、このことにより、豊かな社会を実現することを目的としています。その中で、「区は、地方自治の本旨に基づいて、住民福祉の増進に向けて、必要な施策を実施し、最少の経費で最大の効果を発揮します。」と盛り込みました。なお、基本構想は、行政運営の計画であり、今後も基本構想に沿って、行政運営を行うことに変化はありません。</p>
0801	<p>・本来自治体が果たすべき役割を明確にしていないう、「協働」ということばで自らの役割を軽視しているのではないかと思うが、どのように考えているのか？【*】</p>	<p>区民憲章で定めた、「協働・協治」とは、区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者、区が対等の関係で協力し、地域の情報、人材、場所、技術等の社会資源を有効に活用しながら、地域社会の公共的な課題の解決を図る社会のあり方のことであり、このことにより、豊かな社会を実現することを目的としています。今後、さまざまな主体の地域社会での活動が活発になれば、区が果たす役割も変化してくると思っています。区民憲章では、これからの地域社会のあり方を見据え、区のあり方について規定をしたものです。さらに、区の責務については、第7章に具体的に規定を行っており、区の責任を極度に薄めて回避していることはないと思っています。</p>
0910	<p>・執行機関の責務を3つに分けているが、イメージとして区と区長・職員は一体と思われるがなぜ3つに分けたのか？非常勤や監査委員なども入っているということか？</p>	<p>○最終報告では、区は、「区議会及び執行機関により構成される団体をいいます。」と定義しており、区と区長は同義ではありません。また、地方自治法は、地方公共団体の執行機関の多元主義をとっており、長のほかに長から独立した権限を持つ委員会や委員の制度を設けています。区の執行機関としては、区長のほかに、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員などがあります。区長には、そうした執行機関を調整し行政を一体的に進めるため、総合調整権があります。</p> <p>一方、区長の補助機関として、助役や収入役など特別職及び一般職の職員などが置かれています。補助機関である職員は、長との内部関係において長の権限に属する事務を処理するものでありますが、区職員一人ひとりがその責務を果たすことも大切だと考えました。そこで、「協働・協治」の社会を実現していく上で、他の執行機関の補助機関も含めた職員一人ひとりの意欲や技能の維持向上が重要と考え別に項目を設定しました。</p>
2017	<p>・一般論として、執行機関はpublic servant に徹すべきと言う思想が明確にされていない様に思われ、残念です。</p>	<p>○この条例が、日本国憲法や地方自治法で定められたように、住民から信託を受けた議会及び長による二元代表制を尊重することは当然のことです。そうした意味で、執行機関は、区長の総合調整の下に「public servant」であるべきということは、そのとおりと考えます。しかし、地域の課題にきめ細かく対応し、豊かな地域社会を創造するためには、区民や地域活動団体、非営</p>

		利活動団体、そして区が対等な関係で協力し、地域の課題解決を図ることが必要と考えています。
0310	・この憲章と直接選挙で選ばれる区長との関係はどうなっているのか？公約と憲章が相反する場合の可能性が全くないと言い切れないと思うがその場合はどうなるのか。	○区民憲章は、文京区の自治の基本理念を掲げ、文京区の他の条例は区民憲章の内容を尊重することとしましたので、区ではこの条例を遵守することになります。また、区民憲章も条例ですから、時代の変化に対応し、区民憲章の改正を検討する必要性はあると考えています。
0311	・その際の住民投票との関係はどうなっているのか？	○仮に、「協働・協治」の考え方を採らないことを公約している区長が就任した場合は、この条例の取扱いそのものを議会に提案することになると考えられます。また、住民投票との関係は、個別の事例により判断することになると考えます。
0312	・区長がこの条例に否定的な考えを持ったときの対応についての議論は、区民会議であったか？	○この条例を守らなかった場合はどうなるのかという意見は出されました。区長も、条例が存在する以上、条例を遵守する義務を負うものと考えます。
2012	<p>・『(2)区長の責務、(3)区職員の責務の不備』</p> <p>区長・区職員は東京都・日本政府より区民の声を身近で密着した存在である。常に区民の声に耳を傾け、適正であれば区民の代弁者として都や政府に働きかけることを責務としてハッキリ記入して貰いたい。</p> <p>従来、区役所へTELすると「それは区と関係ない都の管轄だとか、都へ言え」と言って責任逃れでゴマ化している。不愉快極まりない。区民の為と思えば、<u>区として取り上げ堂々と区の要望の形でプレッシャーなり陳情して欲しい。</u></p> <p>例．都道の不備、都道の街路樹の枯れて放ったらかし。文京の緑を守るためには区民の総意と思われるのに。都営地下鉄駅出入口の点検地震対策（特に白山駅）</p> <p>例をあげればいくつでもあるが、目立つもの優先されるべきものから縄張り意識捨て、要望、提案をして貰いたい。都心の一角にありながら千代田・中央・港等比較し可成都市形成に見劣りがする。</p>	<p>○第六章の執行機関の責務では、「執行機関は、区民ニーズの把握に努め、各部署が情報を共有し、連携協力して、適正かつ迅速に公共的サービスを提供します。」としました。また、区長の責務として、「区長は、区民の信託に応え、文京区の代表者として、公正かつ誠実に区政の執行にあたります。」とし、さらに区職員の責務として、「区の職員は、職務の遂行に必要な知識、技能等の向上に努め、公正かつ能率的に職務を遂行します。」としました。</p> <p>また、第7章協働・協治第4節協働・協治の推進体制において、「区外の人々との連携・協力」として、「各主体は、様々な取り組みや活動を通じて、区外の人々、団体、行政機関などと、積極的に連携・協力します。」としており、国や都との連携・協力について盛り込みました。</p>
第7章 協働・協治		
第1節 情報の公開		
0212	・この「区民憲章」の情報公開の部分は全て「努めます」となっているが、現在の情報公開条例の一層の拡充を促進ことを目的としているのか。委託業者の経営情報は対象となるのか。	〔区政に関する情報の公開〕〔区の説明責任〕については、それぞれ「公開します。」「責任を果たします。」とし、現在の情報公開条例のいっそうの拡充を図るという視点に立っています。また、具体的な委託に係る情報公開等については、情報公開条例に沿って対応することとなります。
0410	・財源や情報を一手に握っている行政の政策選択・決定までの情報の公開まで	○区が保有する行政情報のうち、個人のプライバシーに関するものなどは保護

	踏み込んでいけるのか。【*】	されることは当然ですが、それ以外の情報については、区の情報公開条例により公開していくことになると考えています。
0602	・行政の説明責任が明記されているが、行政責任については規定がされていない。「区の説明責任」なども努力目標になっている。大切なところが何故、努力目標になっているのか。【*】	〔7-1-2 区の説明責任〕については、「区は、政策の立案から実施及び評価にいたるまでの過程において、区政について区民等にわかりやすく説明する責任を果たします。」としました。
0409	・情報の共有は営利事業者についても当てはまると読み取れるが、事業者が自らの情報について公開を要求された場合、どうなるのか？また公開したときに、出資者との関係はどうなるのか？	「区民等は、それぞれが保有する公共的な活動に関する情報を共有することができるよう、個人情報の保護に配慮しつつ、その公開に努めます。」としました。「協働・協治」を進めるためには、公共的な活動に関する情報を公開し、共有することが大切だと考えます。しかし、公開、非公開についての判断は、その団体の判断が優先することになると考えます。
第2節 参画		
0110	・より区民ニーズに応えようとすれば、場合によってはお金がかかることもある。その時、NPO 活動などに対して行政はどの様に支援してくれるのか？財源的な面で要望をした団体は、排除されるのではないか。また、NPO などでは最初は仕事を取るためにとにかく安くといった形での参入も考えられ、本当に区民の生活が良くなるのか心配である。	○第4章の区の責務で、「地域の担い手の支援」として、「区は、区民等の自主性や自律性を尊重しつつ、地域社会に関心を持ち、公共的な課題の解決に参画する人々や団体が自主的に活動できるように支援します。」と盛り込みました。また、「保証役としての役割」として、「区は、自ら公共的サービスの提供という役割を担うだけでなく、公共的サービス水準の設定や区民等の活動を支援することを通して、区民等により公共的サービスの提供が適正に行われることを保証するよう努めます。」と盛り込んでいます。なお、具体的な支援策については、個別の計画などで決めていくことになると思います。
0113	・NPO と営利法人との関係で、利潤追求が使命の営利法人の利潤が正当な範囲であるのかどうかを見極めながら協働させるのは難しいのではないか。	○第3章第4節の「事業者の責務」では、事業者は、協働・協治に関する理解を深め、地域での他の主体との対話・協働に努めるとともに、その社会的責任に基づいて事業活動を推進する責務を有することを盛り込みました。また、「協働・協治」は、「させる」ものではなく、相互理解と信頼関係を築き、対等な立場を尊重して実現していくものと考えています。
0505	・「区民参画」について、「これは一種のガス抜きではないか？」という意見がある。また委員会における公募委員の選考において、選考結果を理由も含めて公開するか、第3者機関に選考を任せるなどが必要なのではないか？また実際の区民参画がどの程度達成されているかを評価するオンブズマン的な組	○区民憲章で定めた、「協働・協治」とは、区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者、区が対等の関係で協力し、地域の情報、人材、場所、技術等の社会資源を有効に活用しながら、地域社会の公共的な課題の解決を図る社会のあり方のことであり、このことにより、豊かな社会を実現することを目的

	<p>実際の区民参画がどの程度達成されているかを評価するオンブズマン的な組織が必要なのではないか？</p>	<p>のあり方のことであり、このことにより、豊かな社会を実現することを目的としています。そこで、第7章では、区民参画の具体的な手続きを盛り込みました。また、「協働・協治」の考え方を基本とする区民憲章の中に、オンブズマン的な組織は、なじみにくいと考えます。また、「協働・協治」をどのように進めていくかについては、今後、協働・協治のしくみづくりを進める中で具体的に検討していくべきことと考えています。</p>
0505	<p>・2つ以上の審議会委員を兼任しないとしたところは評価できる。公募で委員をやりたいと思っている人は沢山いるのに、なんでも団体代表を入れることに疑問を持つ意見もある。</p>	<p>○区では、平成16年1月に、「審議会等における区民公募委員の選出基準」を定め、より広範な区民の皆さんのご意見を区政に反映できるよう努めています。区内各団体からの推薦委員については、様々な活動を行っている観点から貴重なご意見をいただいております。公募委員とのバランスに配慮しつつ今後も参加いただきたいと考えています。</p>
0508	<p>・公募のあり方で、「選考基準」などを個人情報に含まれない範囲で作成し、公開してもらったほうがいいと思う。また区民参画について公募委員をやってみたら自分たちの意見がどのように取り扱われたかがまるで分からないので、失望したとの意見もあったので、政策立案から実施にいたるまでに関われる区民の権利として、7章に入れてもらいたい。「協働」は個別の政策で今までやってきたので、条例となれば個別の権利になる必要があると思う。政策の決定権についての発言したところ、その権能は議員にあるとのことでしたが、自分たちの意見がどのように扱われたかを最後まで見届けられる制度を作してほしい。</p>	<p>○区では、平成16年1月に、「審議会等における区民公募委員の選出基準」を定め、より広範な区民の皆さんのご意見を区政に反映できるよう努めています。区民憲章においては、「協働・協治」の社会を実現するための基本原則として、「参画と協力」として「各主体は、地域社会の課題を解決するための活動に積極的に参画するとともに、自主的に調整し、協力しあい、連携を図ります。」と盛り込み、その実効性を担保するために、第7章協働・協治第2節参画において、「政策立案・実施・評価の各段階への区民等の参画」、「区への提案制度」、「各主体相互の活動への参画」の具体的な考え方を盛り込みました。</p>
2011	<p>・「区民の参画の推進」というが参画が単にガス抜きの機会に終わらず、実質的意味を持つようにする保証を確保すべきである。</p> <p>(a) 各種委員の公募、公正な選定方法の確定〔部長が選ぶのではなく区民を加えた第三者機関による選定を行い、その過程が明らかになるよう選定された応募者と選定されなかった応募者の論文を共に公表するような措置をとる〕</p> <p>(b) 委員会での討論の結果が、どのような形で政策決定に反映したか点検する手続きの確立〔4中跡地利用委員会の場合のように何の為に委員会の討論がなされたか分からない形で政策決定がなされることのないよう、評価委員会というような区民による点検組織を確立しないと「参画」は絵に描いた餅にすぎなくなる〕</p>	<p>○区では、平成16年1月に、「審議会等における区民公募委員の選出基準」を定め、より広範な区民の皆さんのご意見を区政に反映できるよう努めています。区民憲章においては、「協働・協治」の社会を実現するための基本原則として、「参画と協力」として「各主体は、地域社会の課題を解決するための活動に積極的に参画するとともに、自主的に調整し、協力しあい、連携を図ります。」と盛り込み、その実効性を担保するために、第7章協働・協治第2節参画において、「政策立案・実施・評価の各段階への区民等の参画」、「区への提案制度」、「各主体相互の活動への参画」の具体的な考え方を盛り込みました。</p>

第3節 意思の表明		
0602	・「区的意思表明」も努力目標になっている。大切なところが何故、努力目標になっているのか。【*】	○第7章第3節の「区の政策等の周知」について、「区は、区政の基本的な指針や政策について、その内容を明確にし、区民等にわかりやすく周知します。」としました。
0812	・住民投票について、7-3-3のところに「設けることができます」「別に条例で定めます」となっているが、これは常設型の住民投票か？	○住民投票については、対象とする案件ごとに、投票できる年齢などを個別に定める必要があると考え、区民憲章では、個別案件ごとに条例を制定することとしています。
0813	・文章からだど常設型と理解できる。また「年齢要件・住所要件などについて別途」となっているが「別途」とは議会に委ねるということなのか、それともまた区民会議のようなものを設置しそこで議論するということなのか？	○住民投票については、対象とする案件ごとに、投票できる年齢などを個別に定める必要があると考え、区民憲章では、個別案件ごとに条例を制定することとしています。「条例で定める」ということは、議会で議論を行うことを前提としています。
0911	・一番骨のある規定だと思っている住民投票についてだが、憲章を見るとそのために条例を作らなければならなくなっている。地方自治法に規定のあることをわざわざ憲章に盛り込む必要はないのではないか。	○区民憲章（自治基本条例）に住民投票について明記することに意義があると考え盛り込みました。
0912	・「できる」規定をあえて入れたということは、文京区として今後住民投票を推進していくという意思表示であり、それに向けた条件整備を行っていくということか？	○あくまで、対象となる個別の案件が発生した場合に検討するということになります。
0913	・「別に条例で定めます」とかなり踏み込んだ形にしてあるということ、やることを前提としているのではないのか？	あくまで、住民投票が必要だと判断した場合に、条例を制定して行うとするものです。
0914	・これは議会に対する足かせになるのではないのか？	○住民投票を条例として制定してから実施するということから、議会での審議し、条例が可決されなければ実施することはできません。議会に対する足かせではなく、逆に、議会に対する審議を尊重したものとなっています。
0915	・地方自治法上、区長が独自で住民投票を行うことは可能なのか？	○条例によらずに、区長が投票と言う形で住民の意向を集約することを禁止する規定は地方自治法にはありません。区民憲章では、住民投票の実施に必要な事項は、議会の議決を得た条例という形で定めることが適当と考えました。
0916	・これは個々にやるということか？文章から見ると常設型と見ることできるのだが、常設型にした方がいいような気がする。	【意見】
0917	・常設型のイメージがあったので、この様な質問をした。	【意見】
2003	・住民投票制度をぜひ設けるべきと思う。	【意見】
第4節 協働・協治の推進体制		
0401	・区民憲章は他の条例に尊重されるべきものであるということだが、既存条例	○〔7-4-4区における条例の尊重義務〕として、「区は、他の条例の制定や

	<p>の区民憲章との整合性はどうなっているのか？もし不整合が合った場合の手続きはどう考えているのか？</p>	<p>政策の実施にあたり、この条例の趣旨を尊重するものとします。」としました。現在ある条例も、「協働・協治」の考え方に反するものは、修正を行う必要があります。さらに、これから策定する条例や政策も、区民憲章の考え方に沿ったものとする必要があると考えます。</p>
0814	<p>・条文の中に「文京区の最高規範として」となっている。これに違反したらどうなるのか？</p>	<p>○区民等については、例えば区民の責務として、地域社会の課題を解決する活動に、自主的な判断により参画する、自主的・自律的な活動を行うとともに、自らの発言と行動に責任を持つ、などを定めていますが、こうした規定に罰則を設けてはいません。しかし、豊かなまちづくりのためには、区民憲章に盛り込んだことが行われることが大切だと考えており、区民憲章の内容の周知が必要だと考えています。一方、区の職員は、地方公務員法 32 条に法令や条例に従わなければならないとされています。また、区議会議員や区長は、道義的、政治的な責任を負うものと考えられます。</p>
2023	<p>・この条例の趣旨を尊重するものとします。 区民憲章の趣旨かつこの中間のまとめでは良く判らない。ハッキリしない。見えてこない。 協働・協治の社会の創造をしたいということなのか？ 具体的にどうゆうことをどうゆうふうにしたいのか。</p>	<p>○第 7 章協働・協治第 4 節 協働・協治の推進体制の「区における条例の尊重義務」において、「区は、他の条例の制定や政策の実施等にあたり、この条例の趣旨を尊重するものとします。」と盛り込みました。自治基本条例の考え方にそぐわない条例や計画、指針等があれば速やかに正すべきと考えます。</p>
その他の意見		
0101	<p>・区のようなことについてはいつも厳しいのですが、区民憲章に関しては 3 点ばかり評価ができる。1 つは「区民会議委員が直接、筆を取ったこと」。これは今までなかったことではないか。2 点目は「全文が説明会前に入手できるようになっていること」。3 点目は「24 日の説明会については、区民会議の委員が出席する予定であること」は評価できる。 それからカタカナ表記について、国においてカタカナ語の表記の見直しをしている中において、『中間のまとめ』の中にあるカタカナ語（ガバナンス・トップマネージャー・メディア・パブリックコメント【基本となる考え方】）について（使用することに対して）疑問を感じる。それから「基本となる考え方」の扱いたが、これはこの『中間のまとめ』の中だけなのか？それとも条例化に当たって参考という形で盛り込まれるものなのか？それとも条例は条例であるから参考や説明といった形においても盛り込まれないものなのか？それから 28 ページにおいて「パブリックコメントは表記として馴染みにくいので・・・」ということで他の言葉に言い換えている。ならば「ガバナ</p>	<p>○表記については、わかりやすい言葉を使うこと基本としました。</p> <p>○「基本となる考え方」は、最終報告に盛り込むべき内容（四角で囲った文章）を決めるにあたって、検討の過程で出された主な意見や考え方の背景などを記したもので、最終報告に盛り込むべき内容の説明として記載しました。</p> <p>○「ガバナンス」、「トップマネージャー」の表現については、盛り込むべき内容から削除しました。</p>

	<p>ンス」「トップマネージャー」についてもなくしたほうがいいのではないか。とりわけ「ガバナンス」は国におけるカタカナ語の見直しの具体的な事項として取り上げられている。もし見直しの方針が出た時に、それとの関係はどうなるのか？</p>	
0102	<p>・本文中に12箇所横文字がある。なぜ横文字がだめなのかについてだが、50歳以上の人達にこの12箇所の言葉について聞いてみたところ、「半分くらいは聞いたことがあるが、意味はわからない」との回答がほとんどであった。このような状況の中で、条文や説明に盛り込むのはふさわしくないのではないか。これから高齢化社会を迎えるあるいはすでになっているから、高齢者でもわかるような表現にする必要があるのではないか。それから、条文全体を見ると現実性に乏しいように思う。抽象的な表現が多く、抽象的であればその解釈には多様になるのではないか？この条文の性格が憲法的要素あるということなので、ある程度抽象的になる事については仕方ないのかもしれないが、できるだけ抽象的な表現は避ける努力は必要ではないか。それから前文については「文の京」にふさわしい、格調のある分かりやすい文章にしてほしい。最高規範なので「誰が」「誰のために」「何を」「どのようにする」ということを明確にしなければならないのではないか。</p>	<p>○表記については、わかりやすい言葉を使用することを基本としました。</p> <p>○この条例は、文京区の自治の理念や基本的なしくみを明らかにし、豊かさを実感できるまち文京区の実現のために、文京区の自治に関する基本条例として定めます。こうした条例の性格から、ご指摘のように条文の内容は、ある程度抽象度が高くなっているのは止むを得ない面があります。しかしながら、先にも述べましたように、出来るだけ区民の皆さんに判りやすい表現になるよう留意いたしました。</p>
0103	<p>・協働・協治についての質問です。制度やインフラをもっと整備しないと、本当の意味での協働・協治にならないのではないか。行政に対しての世論調査では半数以上の区民が行政に無関心という結果が出ている中で、区民憲章の実現ができるのか。区の財政が底をつきそうな現在において、区民参加ということになれば、区民はボランティアで行わなければならないといわれるのではないか。財源的な対応はどうなっているのか？それから、区民参加となれば、区民対区民のケースも出てくる。団体同士や区民同士の参加は難しいのではないか。その場合の時間とコストについてどのように考えているのか？</p>	<p>○この条例は、文京区の自治の理念や基本的なしくみを明らかにし、豊かさを実感できるまち文京区の実現のために、文京区の自治に関する基本条例として定めるものです。自治の理念としては、「協働・協治」を掲げ、区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及び区の権利や責務などを定め、第7章では、「協働・協治」の社会の実現を担保する基本的な枠組みに言及しています。この条例を制定することで、区民等の区政への参画を一層高めるとともに区がその責務を適切に果たすことによって、パートナーシップのもとに「協働・協治」の実現が可能になると考えています。</p> <p>また、「協働・協治の」考え方は各主体が自主的・自律的に活動することを基本としています。また、区民の責務では、地域の課題を解決する活動に自主的な判断により参画することとしており、参画が強制されることはありません。</p>
0104	<p>・自ら住む地域は自ら治めるという理念を言ったところで半数以上の区民が行政に無関心では、絵に書いたもちになるのではないか？</p>	<p>○この区民憲章（自治基本条例）を制定してからも、その趣旨を多くの区民の皆さんに周知するとともに、具体的な「協働・協治」の成果を上げていくこ</p>

		とを通じて、賛同していただける区民の皆さんを増やしていくことが大切だと考えています。
0105	・参加については、区民対区民の関係も出てくる。この関係の中で何かを行うのは時間がかかるし、難しさもあるのではないかな。	○区民同士の参加については、時間がかかることもあると考えています。しかし、これまでのさまざまな参加や協働の実績は確実にあがっています。区民憲章を定め、こうした考え方を明示することで、さらに参加や協働が進んでいくものと考えています。
0106	・仕事をするにはお金がかかっている。これに対する公平性はどのようにするのか？	○「協働・協治」とは、区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者、区が対等の関係で協力し、地域の情報、人材、場所、技術等の社会資源を有効に活用しながら、地域社会の公共的な課題の解決を図る社会のあり方としています。そして、各主体は、自主的・自律的に活動することを基本としています。また、こうした活動を支援するため、第4章に〔4-4 地域の担い手の支援〕を盛り込みました。
0107	・現実的には、そういうこと（財源）が解決できなければ絵に描いた餅になるのではないかな？	○「協働・協治」とは、区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者、区が対等の関係で協力し、地域の情報、人材、場所、技術等の社会資源を有効に活用しながら、地域社会の公共的な課題の解決を図る社会のあり方としています。そして、各主体は、自主的・自律的に活動することを基本としています。また、こうした活動を支援するため、第4章に〔4-4 地域の担い手の支援〕を盛り込みました。
0108	・これから区民憲章を作って、それに基づいて施策を行っていくということはいいことではないかな。ただ、区民憲章が求められている背景の中に住民意識の変化があるということだが、選挙の投票率を考えても住民が権利重視義務軽視の意識があるのではないかな。これは望ましいことではないかなと思う。そこで、憲章の中に望ましい区民像をどこかに触れていてもいいのではないかなと思う。いうならば学校教育とは違いますが、区民の教育というようなことが触れられてもいいのではないかな。	○第3章では、区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及び区の権利や義務などを定めています。例えば、「区民の義務」としては、「区民は、地域社会の課題を解決する活動に、自主的な判断により参画します。」「区民は、自主的・自律的な活動を行うとともに、自らの発言と行動に責任を持ちます。」としています。「協働・協治」を推進していく上で、区民等と区は基本的に対等な立場であり、「教育」というよりは、ともに学んでいくことが大切と考えています。
0111	・今日の内容説明については、用語が難解すぎてわからない。町会に説明するにしても無反応。つまり分かっていない。また、この区民憲章には罰則がない。罰則がないと意味がないのではないかな。またこれについては30代・40代の人たちが中心となって作るべきなのではないかなと思う。	○最終報告では、わかりやすい言葉を使用することを基本としました。区民憲章（自治基本条例）については、さまざまな場面を通じて、周知に努めていくことが大切だと考えています。また、区民憲章は、文京区の自治の基本原則を定めたものであり、基本的な考え方や手続きを定めるものです。より具体的なことについては、別途定めることになり、罰則の規程などは、その中で判断することになると考えています。区民憲章は、区内に住む人、働く人、学ぶ人を対象とします。そこで、区民

		憲章区民会議は、学識経験者、公募委員 区内団体推薦委員などで構成され、年齢についても30代から70代と幅広く、多様な立場からのご意見をいただいています。
0206	・基本構想の方が区の基本的な姿勢を表しているのではないか。区民憲章が「憲法」とは、どうしてもイメージできない。	○基本構想は、行政の運営の計画を示すものであり、区の基本的な姿勢を示すこととなります。一方、区民憲章は、区民や地域活動団体、非営利活動団体、事業者も対象とするもので、文京区の自治の基本的な理念を示すものです。
0208	・本日配られた資料を見て、意味が理解できる区民は数少ないのではないか。こういう文章では見る気も起きない。台東区の基本構想についての区報は判りやすい。「協治」や「責務」など難しい言葉を使わないで、もう少し目線を下げて、分かりやすい文章にすべきである。	○最終報告では、わかりやすい言葉を使うことを基本としました。しかしながら、条例として位置づけられることから、使用する言葉に誤解が生じないように、配慮することも必要であり、「責務」などの言葉を引き続き使用した部分も残しました。
0209	・「公共的な課題」、「公共的なサービス」といった言葉の指し示すもの、両者の違いなどについて具体的に説明されたい。	「公共的な課題」、「公共的なサービス」という言葉については、基本的に「地域社会の公共的な課題」として使用することとしました。しかし、該当するすべての部分でこの言葉を使用すると、文章が長くなり、わかりにくい印象が生じるため、「地域社会の公共的な課題」を「地域の課題」と言い換えた部分があります。
0212	・昨年10月の行革の説明で、保育園や児童館の民営化について、コストが下がることは判ったが、質が下がらないという説明には納得できない。「区民憲章」は、民営化に向けた理念が必要となり制定するものではないか。	区民憲章は、「区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者、区が対等の関係で協力し、地域の情報、人材、場所、技術等の社会資源を有効に活用しながら地域社会の公共的な課題の解決を図る社会のあり方」を「協働・協治」とし、この「協働・協治」を、「文の京」文京区の自治の理念として掲げました。つまり、地域の様々な人々や団体が、ともに活動しともに地域の課題を解決することで、豊かさを実感できるまち文京区の実現を図ることがこの条例が目指しているものであり、民営化に向けた理念が必要なために、区民憲章を制定するものではありません。
0214	・「中間のまとめ」や区報特集号での内容の事前周知や区民会議の会議や資料の公開は評価するが、これまで検討に2年間かけたと言うが、区民会議は実質10ヶ月である。基本構想に比べても、検討期間が短すぎるのではないか。16年12月の議会提案にこだわらず、もっと検討時間を取ってもいいのではないか。	○「中間のまとめ」に対しては、区民の皆さんから多くのご意見をいただき、その意見を踏まえて、最終的なまとめを検討してきました。当初の予定よりも審議を長く取り、検討を行ってきたものです。なお、条例提案については、区長の判断にゆだねるものです。
0215	・内容が非常に抽象的で理解しにくい。新聞折込は捨てられやすく区報特集号を見ていないという人も多い。区報通常号にも説明会の日程が載っているのか。	○最終報告では、わかりやすい言葉を使うことを基本としました。しかしながら、区民憲章は、文京区の自治の基本理念を示すものであり、抽象的な表現となる部分も残ります。しかし、第7章では、より具体的な手続きなどを定めてあります。さらに、条例として位置づけられることから、使用する言葉

		に誤解が生じないように、配慮することも必要であり、「責務」などの言葉を引き続き使用した部分も残しました。 なお、地域説明会の開催予定については、「区報ぶんきょう」の四月 10 日号にも掲載いたしました。
0216	・大事なことなので、周知方法の改善等も検討されたい。	区民憲章策定については、さまざまな団体に直接出向き説明するとともに、区報や区報特集号で周知してきました。今後も、引き続き、さまざまな手法で、区民憲章について、周知していくことが大切だと考えています。
0218	・パブリックコメントの締切りを 5 月 8 日以降に延ばせないか。	○パブリックコメントについては、3 月 15 日から 5 月 7 日までを受付期間といたしました。約 8 週間という期間は、適当なものであったと考えています。
0219	・そんなに急ぐことはないのではないか。	【意見】
0220	・この場で意見を聞いて終わりにしないで、「区民憲章」が具体的に区民の生活にどう関わるといえるかと議論したい。	【意見】
0221	・協働・協治を強調するならなおさらそういふことが必要である。	【意見】
0222	・「いきいきプラン」の目的は、財政健全化だけではなく、民間に委ねられるものは委ねるといふ新公共経営の考えがあると区の部長から聞いた。 財政破綻の責任を区民が負うのは憤りを感じるが、区民憲章により、財政が健全化しても民間委託の流れは定着してしまうのではないか。「区民憲章」の考えを全否定するものではないが、民間事業者が参入して、権利と責務を共有することが地方自治のあり方、弱者救済、社会福祉の視点から正しいかもっと議論したい。	○区民憲章は、「区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者、区が対等の関係で協力し、地域の情報、人材、場所、技術等の社会資源を有効に活用しながら地域社会の公共的な課題の解決を図る社会のあり方」を「協働・協治」とし、この「協働・協治」を、「文の京」文京区の自治の理念として掲げました。つまり、地域の様々な人々や団体が、ともに活動しともに地域の課題を解決することで、豊かさを実感できるまち文京区の実現を図ることがこの条例が目指しているものであり、民営化に向けた理念が必要なために、区民憲章を制定するものではありません。
0304	・「ガバナンス」は一般的には分かりにくい	「ガバナンス」の考え方を「協働・協治」ということばで表し、「区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者、区が対等の関係で協力し、地域の情報、人材、場所、資金、技術等の社会資源を有効に活用しながら地域社会の公共的な課題の解決を図る社会のあり方」と定義しました。
0305	・区民憲章は、区における憲法的な側面も持つとしているが、実態は条例だと思ふ。あえて「憲章」と表現を使わずに条例にしたほうがいいのか？	○名称については、区民会議で意見の一致をみませんでした。なお、区民会議委員からは、「文京区自治基本条例」、「文の京の区民憲章条例」、「文京区区民憲章」などの案がだされました。
0307	・年配者や小学生高学年ぐらいに理解できるような言葉で条例を作った方がいいのではないか。	○最終報告では、わかりやすい言葉を使用することを基本としました。
0308	・区民憲章における国はどのように位置づけられるのか？	○この条例は、文京区の自治の基本理念を定めたものであり、国については、日本国憲法やその他の法律に定められたとおりです。

0309	・現実的には国と区は対等・協働の関係はできていない。	○国から地方への財源の委譲など改善を図るべき課題はありますが、平成12年の「地方分権一括法」の施行により、国や都道府県と区市町村は、原則として対等な立場となりました。しかし、
0313	・「協働」という理念はいいとおもう。「協働・協治」「ガバナンス」という言葉は、何か新しいものを発信していると思う。区民憲章を理解するには、今までの他の自治体の自治基本条例と「何処が違うのか」について検討しないとだめだと感じている。	○区民憲章は、「区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者、区が対等の関係で協力し、地域の情報、人材、場所、技術等の社会資源を有効に活用しながら地域社会の公共的な課題の解決を図る社会のあり方」を「協働・協治」とし、この「協働・協治」を、「文の京」文京区の自治の理念として掲げました。多くの自治基本条例では、協働について規定をしていますが、「協治」つまり、地域の様々な人々や団体が、ともに活動しともに地域の課題を解決することで、地域を治めていく。さらには、このことで、豊かさを実感できるまち文京区の実現を図ることとした部分が区民憲章のひとつの特色と考えています。
0404	・基本構想との関係はどうなのか？基本構想審議会答申の「終わりに」がこの憲章の発端になっているのではないのか？	○基本構想は、行政の計画を示すもので、区民憲章は文京区の自治の基本理念を示すものです。なお、平成13年7月に策定された文京区基本構想審議会答申の「おわりに」において「区政全般の基本姿勢を明確に示し、区民の権利義務、区議会及び行政の役割・責務などを規定するためには、別に区の憲法ともいべき『（仮称）文京区基本条例』（その名称は『区民憲章』『まちづくり条例』など多様に考えられる。）を定める必要がある。」とされ、それから、区民憲章の検討が始まったと考えています。
0405	・この区民憲章に基本構想に反することを規定してもいいのか？	○この条例と文京区基本構想に反することを定めてはいないと考えています。
0410	・「協働・協治」「ガバナンス」は難しい。区民憲章のどの部がどのように憲法を尊重しているのか、地方自治法14条において財源などの面で未だ完全に地方自治が確立されていない現状の中で文京区が手放しに「協働・協治」ということでもいいのか。それが本当に区民を守る区民憲章になるのか。そういった基本的な問題を議論する必要がある。基本構想に反することはないとの説明があったが、基本構想の限界についても検討しそこから区民憲章につなげていくような議論をしなければならないのではないのか。また事業者の権利・責務について何処まで情報公開するのか。受けた仕事の範囲ということでもいいのか。また、財源や情報を一手に握っている行政の政策選択・決定までの情報の公開まで踏み込んでいけるのか。いずれにしても全体が理解しにくく、本当にこの区民憲章で区民が守られるのかが不安である。	○最終報告では、わかりやすい言葉を使用するように努めました。 ○区民憲章は、「区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者、区が対等の関係で協力し、地域の情報、人材、場所、技術等の社会資源を有効に活用しながら地域社会の公共的な課題の解決を図る社会のあり方」を「協働・協治」とし、地域の様々な人々や団体が、ともに活動しともに地域の課題を解決することで、豊かさを実感できるまち文京区の実現を図ることをこの条例の目的としました。 区民等の情報公開は、「それぞれが保有する公共的な活動に関する情報を共有することができるよう、個人情報に配慮しつつ、その公開に努める」とこととしました。 区の情報公開については、「区民等の行政情報を知る権利を保障するとともに、個人情報に配慮しつつ、区政に関する情報を積極的に公開します。」とし

		ています。さらに、政策立案・実施・評価の各段階に区民参画を図ることを明記しました。
0411	・条例化される時にシンポジウムなどは行わないのか？	○条例化にあたっては、区報ぶんきょうやホームページで区民の皆さんにその内容を周知してまいります。
0501	・23区内でこの様な取り組みをしているところがあるか？	○杉並区においては、「杉並区自治基本条例」を制定し、平成15年5月から施行しています。
0502	・条例の資料は区にあるか？	○この区民憲章区民会議の会議資料及び「中間のまとめ」、「最終報告」については、シビックセンター2階の行政情報コーナー、区立各図書館に閲覧用として配備してあります。
0507	・区民憲章の規定を道徳規定にしないためにも、具体的な制度が必要。パブリック・コメントや区民評価制度・区民オンブズマン制度などを作らなければならない。	○パブリックコメントについては、第7章に「区民等の意見表明」として盛り込みました。 ○区民憲章で定めた、「協働・協治」とは、区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者、区が対等の関係で協力し、地域の情報、人材、場所、技術等の社会資源を有効に活用しながら、地域社会の公共的な課題の解決を図る社会のあり方のことであり、このことにより、豊かな社会を実現することを目的としています。そこで、「協働・協治」の考え方を基本とする区民憲章の中に、オンブズマン的な組織は、なじみにくいと考えます。 第7章で盛り込みた、協働・協治を推進していくための枠組みについては、今後、検討していきます。
0511	・行革の時はこの会場いっぱいになっていたのに、今回はこんな状況（7人参加）なのはなぜだと思うか？この案件があまり具体的な話ではないからですかね。	○区民憲章（自治基本条例）は、文京区の自治のあり方を規定するものであり、なじみにくい内容のためだと考えます。しかし、区民の方からは、中間のまとめの全ての項目に対して意見をいただくことができました。また、今後、区がその内容などについて一層周知していくことが必要と考えています。
0512	・「ここでは幹（区民憲章）のところを議論するから、枝葉（個別の政策）の議論」は止めてほしい」といわれると大変つらい。もしも区民の意見を聞くということであればもう少し間口を広くして、具体的な政策の議論意見を聞いてもらい、出た意見を区民憲章の中でどう生かすかについては、区民会議で議論してもらえばいいと思う。そうでないと、あくまで抽象的な道徳的な議論しかできなくなってしまい、区の責任についてはっきり出してもらわないと「ガバナンス」は区の責任転嫁ではないのかという感じを拭えない。	区民憲章は文京区の自治のあり方を示すもので、区民憲章の考え方に沿って、個別の施策や計画が策定されるものですが、検討の段階では、さまざまな視点からの議論が大切だと考え、多様な観点からの議論に努め、最終報告をまとめました。 ○区民憲章は、「区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者、区が対等の関係で協力し、地域の情報、人材、場所、技術等の社会資源を有効に活用しながら地域社会の公共的な課題の解決を図る社会のあり方」を「協働・協治」とし、地域の様々な人々や団体が、ともに活動しともに地域の課題を解決することで、豊かさを実感できるまち文京区の実現を図ることをこの条例の目

		<p>的としています。そのために、各主体がそれぞれの役割を果たすことを基本としています。そのため、区も自らの責務を果たすことは言うまでもありません。そのため、区の責任転嫁になることはないと考えます。</p>
0513	<p>・「新公共経営」という言葉は、イギリスのサッチャー政権下で組織内効率の追求から出てきた言葉であるが、政権が倒れた後は社会的効果についても視野に入れるようになった。組織効率から言えば経験の浅い人件費の安い人を雇えば済むが、サービスの質については極めて低くなるのではないか。日本の場合の「新公共経営」は残念ながら組織内効率追求のみになっている。本来の行政の責任は住民要求との格差に対応するのが行政の責任ではないではないか。「区民ニーズに対するサービスがうまく受けられない場合に何処に相談をすればいいのか?」「公的な責任について区はどう責任を取るのか?」といったことを考えていただきたい。そのためにはオンブズマン制度は必要なのではないか。</p>	<p>○区民憲章は、「区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者、区が対等の関係で協力し、地域の社会資源を有効に活用しながら地域社会の公共的な課題の解決を図る社会のあり方」を「協働・協治」とし、地域の様々な人々や団体が、ともに活動しともに地域の課題を解決することで、豊かさを実感できるまち文京区の実現を図ることをこの条例の目的としました。</p> <p>○区民憲章で定めた、「協働・協治」とは、区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者、区が対等の関係で協力し、地域の情報、人材、場所、技術等の社会資源を有効に活用しながら、地域社会の公共的な課題の解決を図る社会のあり方のことであり、このことにより、豊かな社会を実現することを目的としています。そこで、「協働・協治」の考え方を基本とする区民憲章の中に、オンブズマン的な組織は、なじみにくいと考えます。</p>
0601	<p>・「ガバナンス」という表現は社会一般では場合・場面で使い分けられているが、共通のイメージとして「押し込める」「封じ込める」というものがあると思うが。それをあえて区民憲章の理念とすることには問題があると思う。さらに「ガバナンス」は抽象的で、区民憲章という最高規範において解釈に幅が出てくることも問題ではないか?</p>	<p>○ガバナンスについては、「協働・協治」とし、「区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者、区が対等の関係で協力し、地域の社会資源を有効に活用しながら地域社会の公共的な課題の解決を図る社会のあり方」と明示しました。</p>
0602	<p>・「協働・協治」という言葉に違和感を覚える。「治」には「治める」という意味があるし、またあえて「・」で切ったことも疑問がある。辞書によると「グローバルガバナンス」は「地球的規模の共同管理（もしくは協治）と訳される。補足的に「政府とは異なって、個人又は公的・私的な制度・機構が共通な事柄を管理する。」「必ずしも公的な権力によるとは限らない」ともある。「協働」についても古い言葉ではなく「共同」「協同」の方が古い。辞書によると「同じ目的のために協力して働く」「複数の個人や団体が同じ目的のもとにことにあたること」などとある。「協治」の意味には、「統治を補佐する」「共に治める」という意味があり、この「治める」という言葉と、自己決定・</p>	<p>○「協働・協治」とは、区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者、区が対等の関係で協力し、地域の情報、人材、場所、技術等の社会資源を有効に活用しながら、地域社会の公共的な課題の解決を図る社会のあり方のことであり、このことにより、豊かな社会を実現することを目的としました。</p> <p>「共同」「協同」という言葉がある中で、何故「協働」という言葉を使ったのかということについては、一般的に「共」には法律的な観点でも2つ以上のものが一緒になるという意味で用いられることが多いことから、それぞれが主体性を維持しつつ協力すると言う意味で、「協働」という言葉としました。</p> <p>○区民憲章は、「区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者、区が対等の関</p>

	<p>自己責任の原則や情報の共有等がどういう関係になるのか問題があると思う。</p> <p>次に、行政の説明責任が明記されているが、行政責任については規定がされていない。また、第4章の区の役割の「保証役」第7章の「区の説明責任」「区の意味表明」なども努力目標になっている。大切なところが何故、努力目標になっているのか。</p> <p>ガバナンスについては、様々な資料が発行されているが、自ら希望した公募委員の方々は、ガバナンスについてかなり事前に勉強されていたのではないかと思うが、その辺はいかがか。</p>	<p>係で協力し、地域の情報、人材、場所、技術等の社会資源を有効に活用しながら、地域社会の公共的な課題の解決を図る社会のあり方」を「協働・協治」とし、地域の様々な人々や団体が、ともに活動しともに地域の課題を解決することで、豊かさを実感できるまち文京区の実現を図ることをこの条例の目的としています。そのために、各主体がそれぞれの役割を果たすことを基本としています。そのため、区も自らの責務を果たすことは言うまでもありません。そのため、区の責任転嫁になることはないと考えます。</p> <p>ガバナンスについては、区民会議に先行して行われた研究会報告書元に、共通の認識を図ってきました。</p>
0603	<p>・区民にとって大事な基本条例を検討する会議の「中間のまとめ」の説明会が、これまでに6回開催されているが、参加者が非常に少ないことに疑問を持っている。区報特集号などをつぶさに見たが、17万区民が「ガバナンス」「協働・協治」といった言葉を念頭に置きつつ生活するというのは大変なのではないかと思う。区民が豊かに生活しやすいようになる様、検討してほしい。過ぎたことではあるが、委員の選出について区民への周知の方法についてもいくつか申し上げたいことがあった。区民と行政の関わりやルールを決めていく「憲章」であれば、今後、最終的なまとめが出来る前に印刷物等も用意して、内容を十分に周知されたい。</p> <p>区民会議の委員の方々や行政側にも、もっと区民にとって開かれた判りやすい議論を繰り広げていただきたい。</p>	<p>「中間のまとめ」に対しては、その全ての項目に対して区民の方から意見をいただきました。区民会議では、いただいた意見を踏まえ、最終報告をまとめました。また、今後は、議会で審議がされることから、最終まとめについて、周知を図ることといたしました。</p>
0604	<p>・区民に対して、「中間のまとめ」の内容が区報特集号などで周知されているが、単なる文字の羅列では、読みこなすことができる人は少ない。私は、町会やNPOにも関わり、自治の現場もよく知っており、行政と区民との関係が変化しつつあることも理解している。それだけに、区民に判りやすい周知の方法に配慮していただかないと、区民が納得して作成したものというには程遠いものとなる。「ガバナンス」などについても、区民の声を十分に取り入れて欲しい。</p>	<p>区民憲章については、文京区の自治の理念を定めるものであることから、さまざまな方法を用いて周知を図ることが大切だと考えています。</p>
0606	<p>・説明会日程は、事前に周知されていたが、今日で連続の6回目であり、期間が集中しすぎて参加しにくい方も多いのではと思う。もう少し期間を設けた方がよかったのではないか。</p> <p>もっと、多くの参加をいただき、様々なご意見、素朴な質問を聞かせていただくとともに、一般の区民が判りやすい具体的な説明が聞きたかった。正直</p>	<p>【意見】</p>

	<p>いって、よくわからない内に進んで決まってしまう、結果的にいいものができるかどうか判らない状況である。</p> <p>説明会への参加者も少なく、区民の関心の低いようであれば、ゆっくり時間を掛けてもいいのではないかという感想を持った。</p>	
0607	<ul style="list-style-type: none"> 区民憲章ができると、文京区の子どもの生活はどのように変わるのか聞きたいと思っていたが、今後のお話のようである。配付された図表では、区民と各団体、事業者、区が対等な立場とは読み取れない。本当に対等な立場なのかについて、ご説明いただきたい。 	<p>○区民憲章は、「区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者、区が対等の関係で協力し、地域の情報、人材、場所、技術等の社会資源を有効に活用しながら地域社会の公共的な課題の解決を図る社会のあり方」を「協働・協治」とし、地域の様々な人々や団体が、ともに活動しともに地域の課題を解決することで、豊かさを実感できるまち文京区の実現を図ることをこの条例の目的としています。このように、区民憲章では、対等関係であることを明示しました。</p>
0608	<ul style="list-style-type: none"> 先程「治」という字にこだわったが、本日ご出席の皆さんには、お帰りになられたら、「治」がどのように使われているか、ご自身で辞書でご確認いただきたい。 次に、「情報の共有」に関連して、この区民会議を例にとると、第1回会議の森田会長の講演録がない、区民憲章研究会報告書が図書館に置いていないなど不完全であり、区の情報公開については不十分と言わざるを得ない。 	【意見】
0609	<ul style="list-style-type: none"> ホームページに掲載してあっても、デジタルデバインドが存在するので留意されたい。 	【意見】
0610	<ul style="list-style-type: none"> 区民会議の方々は、議会にそんなに遠慮する必要はない。何か逃げているかのような印象も受けるが頑張っていたいただきたい。 	【意見】
0704	<ul style="list-style-type: none"> この憲章が要綱行政の是正になるかどうか。大体、今幾つ要綱があるかも分かっていないのではないかと。各所管が勝手に作っているのではないかと。それにこの憲章ができたからといって、現在、要綱であるものを規則に引き上げるようなことはしないのではないかと。 	<p>区民憲章には、7章で、区における条例の尊重義務を盛り込んでいます。そのため、今後、区民憲章の考え方に沿って、区の条例などを見直すことになると考えています。</p>
0705	<ul style="list-style-type: none"> 条令から要綱に委任してしまえば、労力的に極めて楽になる。もしこれを規則なり条令なりで決めるとすれば細かいところまでつめて決めなければならない。これは今までよりも多くの労力が必要になる。現在、「要綱」になっているものを「条令」なり「規則」なりに変えることによって、より議会の審議件数が増え、議会の責務が増えるかもしれない。 	【意見】
0801	<ul style="list-style-type: none"> 何回か説明会をやっているようだが、今までの参加者の人数はどのくらいいるのか？また基本構想は企画政策部総体で取り組んでいたと思うが、区民憲 	<p>最終報告には、地域説明会の開催状況や、区民会議のメンバーなどを資料として記載してあります。</p>

	<p>章が最高規範的なものだという事であるのに、なぜ新公共経営担当課がやっているのか？区民会議のメンバーはどのような人達なのか？また、「中間のまとめ」を見ただけでは内容が分かりにくく、何をもって成熟社会と評価しているのか？さらに、本来自治体が果たすべき役割を明確にしていないうし、「協働」ということばで自らの役割を軽視しているのではないかと思うが、どのように考えているのか？</p>	<p>○区民憲章は、「区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者、区が対等の関係で協力し、地域の情報、人材、場所、技術等の社会資源を有効に活用しながら地域社会の公共的な課題の解決を図る社会のあり方」を「協働・協治」とし、地域の様々な人々や団体が、ともに活動しともに地域の課題を解決することで、豊かさを実感できるまち文京区の実現を図ることをこの条例の目的としています。そのために、各主体がそれぞれの役割を果たすことを基本としています。そのため、区も自らの責務を果たすことは言うまでもありません。そのため、区の役割を軽視していることにはならないと考えています。</p>
0802	<p>・その参加人数をどのように評価しているか？</p>	<p>中間のまとめの全ての項目について、区民の方から意見をいただいております、中間のまとめの説明については、十分だったと考えています。</p>
0803	<p>・この会議（区民会議）があることをはじめて聞いたのですが、区民会議と区議会との関係を説明してほしい。区議会の定数が減っていますが、区民の意見を聞きたいというのが区民憲章の趣旨だとすれば、定数を減らす必要はなかったのではないか？</p>	<p>区民会議は、区民憲章の内容を検討する会議です。</p>
0804	<p>・成熟社会について、量的な面での判断だけでなく、精神的な側面で判断することも必要ではないか。成熟社会が到来したとの判断によって本来行政が行うべきものを放棄しているのではないか？また、住民参加によって様々な団体が参加してくるわけだが、あくまで住民が主役で、他の団体の活動に住民が引っ張り出されるようなことがないようにはっきり規定する必要があるのではないか。また参加主体には民間事業者等も含まれるわけだが、それらの団体との財政的なかわりについてどのようになるのか？</p>	<p>区民は、地域の課題を解決する活動に、自主的な判断により参画します。としており、区民が他の団体の活動に参加させられることはありません。また、各主体は自主的・自律的に活動を行うもので、区民憲章によって、財政的なかわりが新たに発生することはありません。</p>
0810	<p>・今日の説明会について、開催されることを知らなかったし、「生き生きプラン」の説明会の時も同じであった。この様な説明会の際は折り込みチラシだけでなく、広報車などを使って耳から情報が入ってくるようにしてほしい。また地域活動団体の活動について、その成果について今まで区は評価していなかったと思う。今後、調整・調停を行うとのことですが、具体的に地域活動団体・非営利活動団体・区の関係がどのようになるのかを説明してほしい。全体的に抽象的で、例えば、個人が参加するにあたり、何処にどのような活動があって、そこに参加するのはどうすればいいのか全く分からない状況。内容を具体的に説明してほしい。</p>	<p>各主体は、自主的・自律的に活動を行うこととなります。区が全ての団体の活動内容を把握しているわけではありませんが、社会福祉協議会のボランティアセンターでは、登録団体の活動を紹介しており、参考になると思います。</p>
0811	<p>・CATV などを利用して宣伝してはどうか。</p>	<p>【意見】</p>
0814	<p>・区民憲章の対象が地域の活動団体や非営利活動団体が対象となっているが、</p>	<p>区民は、地域の課題を解決する活動に、自主的な判断により参画します。と</p>

	この団体が区と関係の深い団体に限定されてしまうことはないのか？団体の選定についてどのような姿勢で行政は望むのか？区が好ましくないと思っている団体に所属したりすると差別されるのではないかと心配もある。	しており、区民が他の団体の活動に参加させられることはありません。
0819	・「協働」という言葉は最近耳にするが、「協治」という言葉は他の自治体でも使っているのか？また、文京区の条令にはどのような形で反映されるのか？	「協治」についてはさまざまな報告書などで使用されています。文京区の条例には、最終報告の内容が反映されると考えています。
0901	・文京区の活動団体の数はどのくらいあるか？	文京区で名簿搭載を希望された団体は54団体となっています。
0902	・審議会（法律・条令に基づくもの・個別の設置要綱に基づくもの）の数はどのくらいか？	平成16年1月現在、56となっています。
0903	・公募区民が入っている会議体と入っていない会議体や職員が入っている会議体などの数は分かるか？	公募区民の入っている会議体は20となっています。
0904	・傍聴者に、会の運営の仕方や内容についてのアンケートを実施していると思うが、なぜその結果を各回毎に区民会議なり説明会なりで資料として配布しなかったのか？	説明会では、参加された区民の方の意見を聞くことを目的としており、アンケートで寄せられた内容も区民意見として区民会議に報告していることから、配布しなかったものです。
0905	・隣の企画課では「明日を作る区民会議」で委員に毎回配っていたのに、なぜこれではやらなかったのか？組織内不統一の印象を受ける。	配布するかどうかの問題は、その会議の性質によるものであり、個別の判断だと考えています。
0906	・文章による意見を直に委員にあって自分の考えを伝えるものとは、自ずと違ってくと思うのだが、その様な機会を作ってもらえないものか？議事要旨と全文は受け止め方で違うことが多いので、真情が伝わる最良方法として実施してはどうか。	中間のまとめについて、文章で会議に配布を希望された方があり、会長判断で、区民会議に資料として配布しました。
0907	・この憲章の中に理念規定と実体規定が混在していて分かりにくい。どの部分が理念規定で、どの部分が実体規定なのか。実体規定は区の部分で後は宣言的なものかとも思うし、また法律ですでに規定されているところについてはここで規定しているという構成になっているのか？	前文、第1章、第2章は、基本的な考え方を示しています。第3章から第6章までは各主体の権利、責務を示し、第7章は、手続きを中心に示してあります。
0908	・いろいろな団体を主体として定義しているが、様々な主体に対して「この区民憲章ができるとどのような影響が出るのか？」ということ、具体例などを挙げて説明してきているのか？	区民会議のメンバーには、各主体の代表者に出席していただき、会議の場で説明してきました。
0909	・今回は総論だけで個別の議論には及ばないということではイメージがわからない。個別の政策において憲章がどのような影響を与えるのか具体的な事例を挙げながら説明に廻る必要があるのではないかと？役所内の現場の意見を聞いているのか？	区民憲章は、文京区の自治の理念を示すものですが、さまざまな視点からの検討を行ってきました。検討の過程では、区役所内からも意見を聴取しました。
0918	・「公共的な」「公共的な課題」などが出てくるが、言葉の定義がよく分からない。情報公開で何でも公開しろということになると困るので、「公共的な」と	○最終報告では、わかりやすい言葉を使用することを基本とし、「公共的活動」や「公共的課題」を「地域社会の公共的な課題」としました。さらに、これ

	限定をつけているのか？	を短くし「地域の課題」として使用することとしました。
0919	・「限定」としてつけるのであれば、言葉の定義が必要になると思うが。	最終報告では、わかりやすい言葉を使用することを基本とし、「公共的活動」や「公共的課題」を「地域社会の公共的な課題」としました。さらに、これを短くし「地域の課題」として使用することとしました。
0920	・そうすると、条文化に向けてもうワンステップあるわけですね。それが「最終まとめ」となるのか、また別のものになるのかは分からないが。	条例制定に当たっては、条例策定の一般的な約束に従って策定することになります。
0921	・趣旨の中に載らないものも出てくるのではないか？	最終報告の趣旨は最大限尊重されるものと考えています。
0922	・付帯決議といった手法もある。	【意見】
0923	・「議会は議会で別」という考え方もあるようなので、この憲章は来年の4月1日施行を目指しているようだが、通常法律には周知期間がある。また憲章という性格からも何も4月1日施行に拘らずに1ヶ月や3ヶ月の周知期間を取ったほうがいいのではないか。また議会での議論を傍聴しそれを踏まえた上での区民としての意見の意見を言う場がない。	【意見】
0924	・参考意見の部分の議会の考えや議会と執行機関との議論を見極めてからでないとい意見が言えない。	【意見】
0925	・議会に本当に伝わるか疑問である。	【意見】
2001	・区議会が存在するのに、屋上屋を重ねてどうする？いいかげんにしろ。それより、区役所の役人の賃金を引き下げろ。人員も減らすべき。	【意見】
2003	・基本的に区役所は区民の為に存在するサービス業と認識し、法令の一字一句や過去のしきたりに拘ることなく何が区民の為になるか現場で実行できなければ幾ら美辞麗句を並べた立派な区民憲章を作っても意味がない	【意見】
2005	・作成ご苦労様です。 優れた憲法（憲章）を持っても運用の次第でテロの恐怖を感じる生活となります。優劣は比較の問題で「他区より良い」を実感させてください。 例えば千代田区他の「歩行禁煙」！！ 1、安全：A交番の常駐、B30km時速制限地区での常時速度取締 2、教育「我慢する・恥を知る・思いやりを持つ」の幼時からの教育（しつけ） 3、環境 A公道への看板放置撤去 B公道での自家用植物撤去 C地下鉄各出入口正面へ案内図を D騒音乗物（大型スクーター）などの区内登録乗り入れ禁止。	【意見】

	e t c . 他区に較べて具体的に実施してください。マニュアルだけでなく。区の組織は大きくても区民は1人1人です。	
2006	<p>・「文の京」の区民憲章創案設立に付き中間報告を拝見し又説明会を予定されておりますが参考意見としてご提案申し上げます</p> <p>1、創案を拝見すると用語も大変難しく区民には馴じまない様に思う 例、ガバナンス(説明付けが要外語訳)一般化しない漢字 協働、協治など理解できる条文に修正すべきと思う。尚、区議会等関わりついて具体的提案も必要でないかと思う。 以上一般区民が理解できる区民憲章文案を希望いたします 委員のご努力に深い敬意を表します。</p>	最終報告作成に当たっては、わかりやすい言葉を使用するように努めました。
2007	<p>・ 1、区長、区議の運動、行動、姿、顔もまるで見えないが、<u>存在感を示せ</u>(歳費位の働きをしたら)</p> <p>2、特に小石川地区地域の無差別の乱立のマンション、ビルの建設は目に余る</p> <p>3、文の京なんて、町の美観、<u>住みよさ</u>、<u>落ち付き</u>、<u>安定感</u>、<u>地域の誇り</u>、まるでなし</p> <p>4、2, 3の反省をして、<u>区条例なり規則を早急に常識あるものを作れ</u>、区外の業者に、<u>やりたい放題</u>されているのか</p> <p>5、自転車の通行マナーの悪さ 駐輪の取締り対策、行政の消極さ目に余る ヤフーBBの路上販売 至急取り締め</p>	【意見】
2008	<p>・全体的に分かりにくい言葉が多く、特にガバナンスなどは止めるべき。もっと平易な文章でお願いしたい。 協働・協治? 区民憲章が絵に画いた餅にならぬ様希望する。</p>	最終報告策定に当たり、わかりやすい言葉を使用するように努めました。
2009	<p>・町会の回覧で「<u>に反対</u>」等の署名を集めるのは禁止していただきたい。 無言の圧力がかかり、個人の意思が反映されない。 ほんとうに反対運動を展開したいのであれば、町会ぬきでやるべきではないだろうか。</p> <p>(署名せずに次に回したところ「名前を書いておられないから」と返されてきたことがある。そこまでされて「私は署名したくない」とは地域住民として言えなかった。)</p>	【意見】

2010	・子供の健康を守るため又、事故防止のため、 <u>歩きタバコ禁止条例</u> をお願いします。	【意見】
2013	・大変、むづかしい事項を、わかりやすく要領よくまとめていただき、御苦労の段、感謝申し上げます。根津は関東大震災、今度の空襲にも難を免れ、親父がいわゆるイナカより上京し、世帯を持ってより、かれこれ100年近くになります。私もそのまま80年育ちました。おだやかで平和なよい町で、自他共お世話になっております。今後共〔文の京〕として、ますます住みよい、都内一の区として拡大・発展に尽力なされんことを御願ひして便りと、致します。平成16.3.20	【意見】
2014	・区民憲章に障害者憲章なども入れてほしい。障害者の憲章なども区民憲章の中に積極的に入れて、障害者が文京区で安心してくらせる、また障害者が文京区に行った時、今以上に文京区に行ったら良かったといろいろな面でいえる文京区にしてほしい。また生涯教育憲章みたいなものもあって、生涯教育の面でもさらに充実させてもらいたいと思います。よろしく御願ひ致します。	区民憲章は、文京区の自治の理念を定めるものであり、障害者憲章は別の場で検討することになります。
2015	・このハガキに性別欄は必要だろうか？時代の流れを認識してもらいたい。	【意見】
2018	・もう少し分かり易い言葉で作成してください。各主体、ガバナンス、協働、協治等、これ等は、お役所言葉なのでしょうか。区民が一度読んで分かるようにして下さい。同じ言葉や文節は整理して下さい。区民が愛着を持てるような憲章を作成するよう希望します。16.3.15	【意見】
2019	・区民憲章（中間のまとめ）の内容について反対できる区民は、恐らくいないと思います。素晴らしい理念が的確な表現でまとめられています。しかしそれだけで良いのでしょうか？ この内容はおそらく東京23区であれば何処でも、もしかすると全国の市区町村でそっくりそのまま使おうと思えば使えるものではありませんか？筆者には、文京区が全国に先駆けて区民憲章の制定に取り組んでいるのか、それとも何処かの後塵を拝しているのかは分かりませんが、どちらにしても、文京区らしさをあまり感じさせない内容です。 区民の税金を使って作成する区民憲章であれば、「文の京」とさえ書いておけば良いというものではなく、他区にない特徴を <u>随所</u> に出すことが不可欠です。そして、中間のまとめとして区民に意見を求めるのであれば、何処に文京区らしさがあるのか <u>明確</u> に紹介する必要があります。区民会議委員の皆さんに	【意見】

	は区民憲章を、文京区以外の市区町村とは明らかに違うと、 <u>一読して</u> 思えるものに仕上げてくださいと思います。	
2021	<p>・あたり前のことを書いている印象。今までに何もやってこなかったということか。協働・協治、言葉はキレイだが、何がどう変わるのか全くわからない。要は、何が変わるのか(今までと)、</p> <p>その責任は誰にあるのか。 } 表で示すこと。 いつ変わるのか。 コストは、</p> <p>この4点が明確に示されなければ、言葉の遊びにすぎない。区民が求めるのはよいサービスを公平に受けられること。(それも安く)できるところからやること。例えば保育園の定員が足りなければ区民の保母OBに力を借りるなど。とにかく、問題を具体的に早く解決すること。遊んでいないで。</p>	【意見】
2024	<p>・1. 早急に作成する意義が不明確で、案は一般区民からみてわかりづらい。またどう具体的にかかわりが出てくるのかも明確ではない。</p> <p>2. 基本構想との相違、関係、位置づけが不明確である。</p> <p>3. 行財政推進計画にもとづいて、各事業を早く民営化するために必要となっている感を受ける。もしも、そのためならば、あらためて憲章ではなくても出来るのではないか。</p> <p>以上から、もっと時間をかけて一般区民からの聴取もうけ討議して制定した方が適切と考える。もしもどうしても制定するのであれば、基本構想の理念4点を挿入されることが必要と思う。</p>	【意見】
2025	<p>・この区民憲章が、区直営の社会福祉事業の民間委託を促進してしまうのではないかという懸念を持っています。現在、新行財政改革“いきいきプラン”あるいは「新公共経営」による民間委託に対してでている区民の批判的な声を考慮し、内容の再検討をお願い致します。また事業者の権利の中での情報を知る権利は、個人情報保護との関連で問題ないか。また非営利活動団体でも、公共事業の従来への質の確保が可能なのか。区の責任は“保証役、”調整役、では責任の明確化がうすまってしまわないか。等色々、疑問があります。区民生活にかかわる大きな問題だと思しますので、この区民憲章が決定されると、区の公共サービス、公共事業は具体的にどのような運営となっていくのか。是非、わかりやすく示していただきたい。</p>	○区民憲章は、「区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者、区が対等の関係で協力し、地域の情報、人材、場所、技術等の社会資源を有効に活用しながら地域社会の公共的な課題の解決を図る社会のあり方」を「協働・協治」とし、地域の様々な人々や団体が、ともに活動しともに地域の課題を解決することで、豊かさを実感できるまち文京区の実現を図ることをこの条例の目的としています。そのために、各主体がそれぞれの役割を果たすことを基本としています。そのため、区も自らの責務を果たすことは言うまでもありません。そのため、区の役割を軽視していることにはならないと考えています。

	<p>もっと区民の中で議論すべきと考えるので、今年の7月の最終報告は延長していただきたい。宜しくお願いします。</p>	
3001	<p>・「区民憲章」の区報特集号を読んだが「ガバナンス」という言葉は何語なのであろうか。英語の辞書を見たが、掲載されていない。辞書にもものっていないような言葉を何故区民憲章につかおうとするのか。何故判りにくいカタカナ語をつかうのか。「ガバナンス」の訳語はどのようなものになるのか。</p>	<p>最終報告ではガバナンスを「協働・協治」としました。</p>
4001	<p>・ガバナンスのごとき辞書にも載っていない、時流に乗った言葉が使われる憲章とは、文の京としてふさわしくないと考えます。また一般庶民がわかる言葉と内容で作成していただきたい。</p>	<p>最終報告ではガバナンスを「協働・協治」としました。</p>
4002	<p>・私は、標記の説明会には、4/19及び4/24の2回に出席を致しております。また、「市民憲章に関する基礎知識」「文の京の区民憲章自由研究議事録」「新公共経営担当課ホムペジ」「中野区、基本構想改正」「文京区広報」「文の京の区民憲章についての区民会議(中間のまとめ)」などについて、熟読し理解に努めた事などを前提として下記の意見を申し上げます。但し、私が出席した2回の説明会で発言した事項も含まれております。</p> <p>「『文の京』の区民憲章についての 区民会議の提案(中間のまとめ)」に対する私の意見</p> <p>始めるにあたって</p> <p>組織がスランプや障害や危機的状況などに陥った時に、それからの脱出をするには、「その組織の存在の基本に立ち返って対応しなければ成らない」と良く言われております。文京区は「財政危機」を中心として危機的状況に陥っております。これは文京区に限らず末端自治体を持つ共通した悩みでもあります。合わせて「少子高齢化社会」が更に財政を圧迫する事となり、それらを総合的に取り巻く現状の中から「区民憲章」の必然性があったのではと私は推定をしております。</p> <p>1. ガバナンスの理念をどのように「憲章」に定義づけるのかについて</p> <p>区民会議の「中間のまとめ」の中核を構成する考え方に「ガバナンス」と言う言葉があります。それを区民会議は「協治・協働・共治」と複数の使い分けをしております。「ガバナンス」と言う言葉の系統の中に「ガバナ」と言う言葉は、「長官・知事・総裁・調速機」と言う事です。更に、「ガバ</p>	<p>最終報告では、わかりやすい言葉を使用することを基本とするよう努めました。</p> <p>○区民憲章は、「区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者、区が対等の関係で協力し、地域の情報、人材、場所、技術等の社会資源を有効に活用しながら地域社会の公共的な課題の解決を図る社会のあり方」を「協働・協治」とし、地域の様々な人々や団体が、ともに活動しともに地域の課題を解決することで、豊かさを実感できるまち文京区の実現を図ることをこの条例の目的としています。そのために、各主体がそれぞれの役割を果たすことを基本としています。そのため、区も自らの責務を果たすことは言うまでもありません。そのため、区の役割を軽視していることにはならないと考えています。区民は、地域の課題を解決する活動に、自主的な判断により参画します。としており、区民が他の団体の活動に参加させられることはありません。議会の責務については、参考意見としてではなく、第5章として、本文部分に入れました。</p>

ットファイル」と言う言葉は文書等を保管するファイルの種類を言いますが、この中には厚手の革製で鍵が掛けられるものもあります。竹中平蔵金融・財政大臣は「経営規律」と訳しております。16年4月26日に小泉総理により正式決定された、郵政民営化中間報告書の中では、「統治」と訳されておりました。

このように「ガバナンス」と言う言葉の意味をそれを使う人の立場々によって使い分けている事が理解できると思います。多岐にわたる使い分けが出来ること自体、抽象的と言う事ができるのですが、抽象的という事は、その度合いに比例してその解釈も多く成るものだと言われております。問題なのは、「区民憲章の中心となる考え方」に使われていると言う事なのです。

条例などの「最高規範」としての運用段階において解釈が多岐にわたる事は、その存在そのものが軽んじられ、強いては形骸化しないとも限らないと考えられるのです。

理解しづらいなどのカタカナ文字についての批判が多数、説明会でも述べられております事からも、もう少し分かりやすく住民側に説明が強く求められていると考えます。その説明は、その解釈の手法だけで対応することなく、「自治体の主権は住民である」と言う普遍的な考えの基に於いて欲しいとは思っているのです。

2. 「協働、協力分担」には「完全な情報公開」が「絶対必要要件」について

今まで（現在）の行政は、区役所とそれに関連する機関と総務省・東京都等が協力・協働して運営をして来ました。このシステムの下では、NPO、ボランティア、受託事業者・住民の役割は、区役所とそれに関連する機関の行政機能を補助する・保管する・手助けをすると言うだけです。即ち、重要部分の決定権は無く、重要な部分の決定は実践部分の行使という限りなく限定されたものと成っております。

文京区民憲章（中間のまとめ）の下での行政運営は、区役所とそれに関連する機関・総務省・東京都・NPO・ボランティア・受託事業者・住民が行政サ・ビスの「供給主体」として自治体だけではなく、「協力分担」して地域社会を作っていくとしております。「協力分担して行政サ・ビスを提供」と言う事は、協力して貰う方と協力を提供する方の二面性がある事にな

ります。この二面が対等の立場に成った時に「真の協力分担」が可能となるわけであり、一方の立場が強い(高い)場合は高い方が低い方に対し強権を行使する可能性が高いわけです。立場の違いの度合いの中に「情報量」がありますが、現在では、区役所と関連する機関と総務省・東京都側が一方的にその情報を握っております。これでは対等とは言えず不平等でバランスがとれていません。更に、区役所等はそれぞれの部署別に専門官が居るわけです。住民側は全ての部署別について専門的な理解ををすると言う事は不可能なわけです。「情報量の不平等」と「事案に対する理解度」で対等とは言えないと考えます。これでは一方的に区役所側から「協力だけが押し付けられる」事が推定されます。

3. 区民憲章制定の背景と財政との関係について

「中間のまとめ」の中で憲章を制定する背景について述べております。それは、住民が主体となって公共的活動に関わろうとする「住民意識の変化」や、少子高齢化社会を中心とした「社会の成熟化」と「地方分権の進展」と住民参画意識などの「社会環境の変化」と述べておりますが、財政については何の記述がありません。本当に財政は関係が無いのでしょうか。

区民会議の中では「小さな政府か、大きな政府か」などの議論がされましたが、財政を含むその議論であれば当然、「小さな政府」を明言すべきでしょう。それは、「少ない経費で大きな効果」と言う自治体運営の基本中の基本である事は議論の余地が無い程、住民に認識をされているからです。私がここで話したいのは、緊迫した財政を建て直しそして、収支の取れた財政にすべき必要性からも憲章が一つのキッカケとして必要だったと言う事ではないでしょうか。今日的な文京区財政の現状は「新行政改革推進計画」(新生文京いきいきプラン)でも述べられております。その中身の議論はさて置いても、今日的な財政危機に成ってしまったのは誰の責任かを明確にしないでは、次ぎに進むべき財政改革等への取り組みは手心が加わったものと成るでありましょう。即ち、反省をシッカリしなければ成らないと言う事です。少々ドギツクなりますが具体例を挙げて置きます。

シビックセンタ - の建築は私が聞いた範囲によれば、その全ての人々が「分不相応で金の使い過ぎだ」と言っております。毎日の光熱費だけでも膨大なものと成る事は誰にでも容易に推定できます。維持するだけでも大変な

のです。文京区財政をこのような危機的状況に陥れた要因の一つにシビックセンタ - があると言う事は万人が認識をしています。その責任の一旦は住民側にある事は当然な事ですが、「少ない経費で大きな効果」を求めるべき行政当局（区議会も含む）の責任をあやふやにしておいて憲章の制定により、一気に財政まで改善しようとする意図がありありと見え隠れするのです。

「笑止千万」としか言いようがありません。シビックセンタ - を民間に売却し、区所有の空き地にプレハブの建物を建ててそこに移住したら如何でしょう。ご提案を致します。自分達は完全空調のビルで「天空の緑」のガ - デニングを施した所で快適に仕事をして、真砂町の水道局跡地の生活道路を廃道を許可したり、そこの桜の木の伐採を阻止できなかつたりでは、本末転倒と言わざるを得ないでしょう。（詳細は後記を参照）

少し言い過ぎだったかもしれませんが私は、財政が悪化した原因を明確に分析し、何が問題で何処に原因があり、誰に責任が合ったのかを議論し、その反省を憲章に盛り込む事こそが最も大切な事なのではと思うのです。同じ財政危機を将来しない為にも。

4. 文京区議会と区民会議との関係について

言うまでもなく、行政が議会に対して影響力を及ぼす事は「三権分立」からして出来ませんし遣っては成らない事です。しかし、区民住民が立法機関である議会に対して物事を言う事は当然の権利である事は余りにも当然な事です。

区民会議は、形式的には区民の代表の集まりとさえ言えるわけですが、その区民会議が区議会に対して遠慮がちにとも思える対応はどうした事でしょう。何を勘違いしているのでしょうか。「中間のまとめ」で区民には本文書で「区民の責務」を求めながら区議会には、「議会の自律性などを考慮し『参考意見』としてまとめることとしました」としてあります。議会とは関係なく区民会議独自で議会、議員の在り方などについての考えを「参考意見」などと言わずに記述すべきではないでしょうか。更に、議会に対して、議会の考えや意見を提出させて掲載すべきです。その事により区民会議と議会との考え方の相違が浮き彫りとなり、その後の憲章策定に有効に作用するものと私は思います。

文京区議会では、地方分権・自治制度調査特別委員会を設置しており、1

6年2月24日には、区民憲章について議論がされているのです。だいたい区議会に対して失礼ではありませんか。「参考意見」とする事は、

5. 「成熟社会」について

本文書2ページに「(1)社会の成熟化」という項目があります。その中で、ア.人口構造の急激な変化 イ.経済面でも行政運営の面でも非常に大きな変化をもたらす。 ウ.開発型社会の終焉 エ.ハ・ド中心からソフト中心の街づくり オ.経済の低成長時代を迎えた。 カ.住民の価値観の多様化などと述べておりますが、それは「成熟社会」を目指す上での避けては通れないプロセスを述べているに過ぎないと思います。そこで私が聞きたいのは、その「成熟社会」とはどのような社会を言うのか具体的に知りたいのです。この項の終り部分に「成熟社会にふさわしい新しい自治体運営が必要となっています。」となっています。どんな社会が「成熟社会」なのか分からないのでは、「新しい自治体運営」の方法への対応のしようがありません。屁理屈などと言わないで下さいね。私は大変重要な事と認識をしているのです。

その「成熟社会」が文京区民が望んで居るものなのか、そうではないのかを知る事は最も大切な事なのです。

終りにあたって

どんな立派な法律や条例でも「それを運営する人々に寄ってねじ曲げられたり、無視されたりする場合」が多く散見され、誠に残念至極と言わざるを得ません。具体的な事例を述べましょう。

真砂町会内の水道局跡地の購入業者が「桜を伐採し、生活道路を廃道とした」トラブルでの文京区の対応です。(詳しくは、文京区役所・都市計画部・計画調整課にお聞きください。テレビや新聞で報道されております。)文京区には「みどりの保護条例」が在ります。その第3条に「区長は、都市における自然の重要性を認識し、区民及び事業者と共に、あらゆる施策を通じて、みどりの保護と育成に努めなければ成らない。」となっております。にも拘らず、文京区は提出の書類に不備が無く、法律に違反しないとして業者の建築を許可したのです。あまつさえ、40年以上も使用している生活道路の廃道を許可したのです。住民の生活と、みどり保護条例の趣旨を考慮すれば別の措置があったのではと悔やまれてなりません。文京区行政が区長が「あ

	<p>らゆる施策を通じて、みどりの保護と育成に努めた」とのカケラさえ、何処にも見当たりません。このトラブルは未だ延長しております。</p> <p>区民会議のメンバ-の中のNPO（自然保護を主たる仕事としている模様）からの推薦メンバ-と思われる方が上記のトラブルを知りませんでした。その方の事務所から1キロも離れていない場所の事案でもあったので、あえて記述しました。</p> <p>このように区民会議のメンバ-は、文京区区民憲章という区民の生活に密着した非常に大切に重要な条例（案）の策定をしている割には、文京区の実態を把握していないのではないのかと疑問を持たざるを得ないのです。勿論、隅から隅まで実態を把握せよと言うものではありません。少なくとも町会ごとの問題点位は承知をする努力はすべきではないかと思うのです。</p> <p>このように考えますと16年7月頃に「文の京の区民憲章」の最終的な報告をする事は、その内容に無理が生じる可能性があり、もっと時間を要して結論を先に延ばすべきだと私は思います。議論が煮詰まっていないと思うからです。区民への説明会にしたところで、9回の予定で4月24日迄に一回平均約10名の出席で、9回で100名にも成らないのではと心配をしております。文京区の人口約175,000人からして余りにも少なく、住民の「区民憲章」への意識付けと啓蒙が先ず必要なのではないでしょうか。更に言えば、「区民会議」の議論も全体会議が8回で2回の小委員会と言う事ですが、私から言わして頂ければ、決して議論が尽くされたとは言にくい回数ではあります。</p> <p>このような事からも議論を継続し、更によりよい区民憲章とするように意見を申し述べます。</p> <p>この文章は、新聞・ミニコミ誌・週刊誌・雑誌・テレビ・インタ-ネットなどのメディアを通じて活用する場合がありますからご承知おき下さい。また、「区民会議」のメンバ-に直接、ご意見を求める事も検討中ですが、その際は何卒、ご協力をお願い致します。区役所は「意見等は公開が原則」との事ですから私もそれに習う事としました。</p> <p>以上です。</p>	
4004	<p>・区民憲章についての意見</p> <p>歴史と文化の町文京の憲章を作ることに、ご尽力いただきありがとうございます</p>	<p>区民会議委員は、学識経験者、公募による区民及び、各団体からの推薦による委員によって構成されています。</p>

ます。二、三気になる点をご検討ください。

この憲章を作ったのはどんなメンバーですか。その方たちは、どのようにして選ばれたのですか。お答えください。

協働・協治という単語、工夫した造語でしょうが、裏返して考えると区の姿勢がはっきりしていないと受け止められかねないかと危惧します。更に『事業者』との協働、協治とは行政と事業者の結託、癒着を連想させる言葉ですから、是非避けるべきだと思います。

区は区民との協力はあるでしょうが、『事業者』に対しては、なるべく安く、なるべくよい仕事をと言う姿勢を示すのは区の事業運営として当然のことです。

3の(4)の事業者の権利とは何でしょう。企業経営をする事業者の権利を文京区が憲章で保護・保証する必要がありますか。

区民の権利はあっても事業者の権利に言及する必要は無く、この条項は削除すべきです。

区の財政は、シビックセンター、介護施設等、過去の建造物の維持費、職員の人件費で赤字ですよ。

単年度会計で赤字を出さない、借金をしない、等、健全な財政運営のための約束を盛り込んでください。美辞麗句を並べても赤字、借金垂れ流しでは区民に将来はありません。

少子高齢化社会は更に進みます。区職員、区議は区民数の何%以内と定義つけるくらいの意気込みが無いと健全な区政は望めないのではないのでしょうか。

シビックセンターは近代建築ですが、その中で働いている区の職員の仕事は電算化もされず、戸籍、住民票の移動なども手作業で驚くほどの時間がかかって区民鬱鬱を買っていることを区長、憲章の作成者はご存知でしょうか。窓口の区職員も非近代化を恥じているようです。

・・・他地区からの戸籍、住民票の移動に一週間以上掛かり、仕事をしながら医師、保健婦、などの免許の移動申請(二週間以内と規定されている)に、支障をきたしている。

・・・図書館などでの戸籍抄本の取得は区役所から自宅への郵送と言うことで日数と80円がかかります。どんな場合にいくらかかるのかは、表示されていません。

○区民憲章は、「区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者、区が対等の関係で協力し、地域の情報、人材、場所、技術等の社会資源を有効に活用しながら地域社会の公共的な課題の解決を図る社会のあり方」を「協働・協治」とし、地域の様々な人々や団体が、ともに活動しともに地域の課題を解決することで、豊かさを実感できるまち文京区の実現を図ることをこの条例の目的としています。そのために、各主体がそれぞれの役割を果たすことを基本としています。そのため、区も自らの責務を果たしていくことを明示しました。

事業者も地域社会の一員であり、「協働・協治」の社会を築いていく上で、大切な役割を担っていると考えています。

	<p>保育園などの民間委託、民営化も検討のようですが区職員の給与の見直しはされるのでしょうか。区職員の実質賃金の例を公表できますか。民間の二倍ではないですか。それらをオブラートに包み、憲章という美辞麗句を並べてもこれは区民のための憲章ではなく区長と区職員のための自己保身の憲章とみなされてしまいますよ。</p>	
5012	<p>・条例は法律の範囲内で執行するものであり、以前策定した景観条例のときも、業者が法律の範囲で行ったものは規制できないといわれた。実効性の観点から、宣言条例と同じではないか。</p>	<p>区では、区民憲章の考え方に沿って、これまでの条例を修正したり、今後策定される条例や計画も、この区民憲章の考え方に沿って策定されることになり、総合的な施策の展開ができるようになります。</p>
5081	<p>・自治基本条例の制定状況は（23区、都下、東京都）</p>	<p>杉並区が制定済みとなっています。</p>
5082	<p>・ガバナンスとは何か、「統治」ではないのか。カタカナを使うべきではない。</p>	<p>ガバナンスについては、「協働・協治」としました。</p>
5083	<p>・憲法というが、法的拘束力はあるのか。</p>	<p>区民などに対しては、行動規範を示すこととなります。また、区職員は条例遵守義務がありますから、区民憲章で規定された内容を守らなければなりません。また、区では、この条例を遵守して施策を展開することになると考えています。</p>
5085	<p>・区民憲章によって、環境や景観の保護が図れるのか。</p>	<p>環境や景観については、個別に対応することとなります。</p>
5091	<p>・多様な主体が地域を担うというのは、行革プラント同じ考え方ではないのか。</p>	<p>区民憲章は、「区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者、区が対等の関係で協力し、地域の情報、人材、場所、技術等の社会資源を有効に活用しながら地域社会の公共的な課題の解決を図る社会のあり方」を「協働・協治」とし、地域の様々な人々や団体が、ともに活動しともに地域の課題を解決することで、豊かさを実感できるまち文京区の実現を図ることをこの条例の目的としています。そのために、各主体がそれぞれの役割を果たすことを基本としています。</p>
5092	<p>・義務規定などの法的なことを説明してほしい。</p>	<p>各主体については、責務を定めたものであり、「協働・協治」を進めるための行動規範となると考えます。</p>
5131	<p>・自治基本条例ができると、区立幼稚園運営に何か影響があるのか。</p>	<p>具体的な計画などを定めるときに、区民憲章に盛り込まれた手続きを踏むことになると考えています。</p>
5132	<p>・区の憲法とのことだが、実効性はあるのか。</p>	<p>実効性を確保するためには、区民憲章で定めた手続きの実施方法などを別途定めておくことが必要になると考えます。</p>